

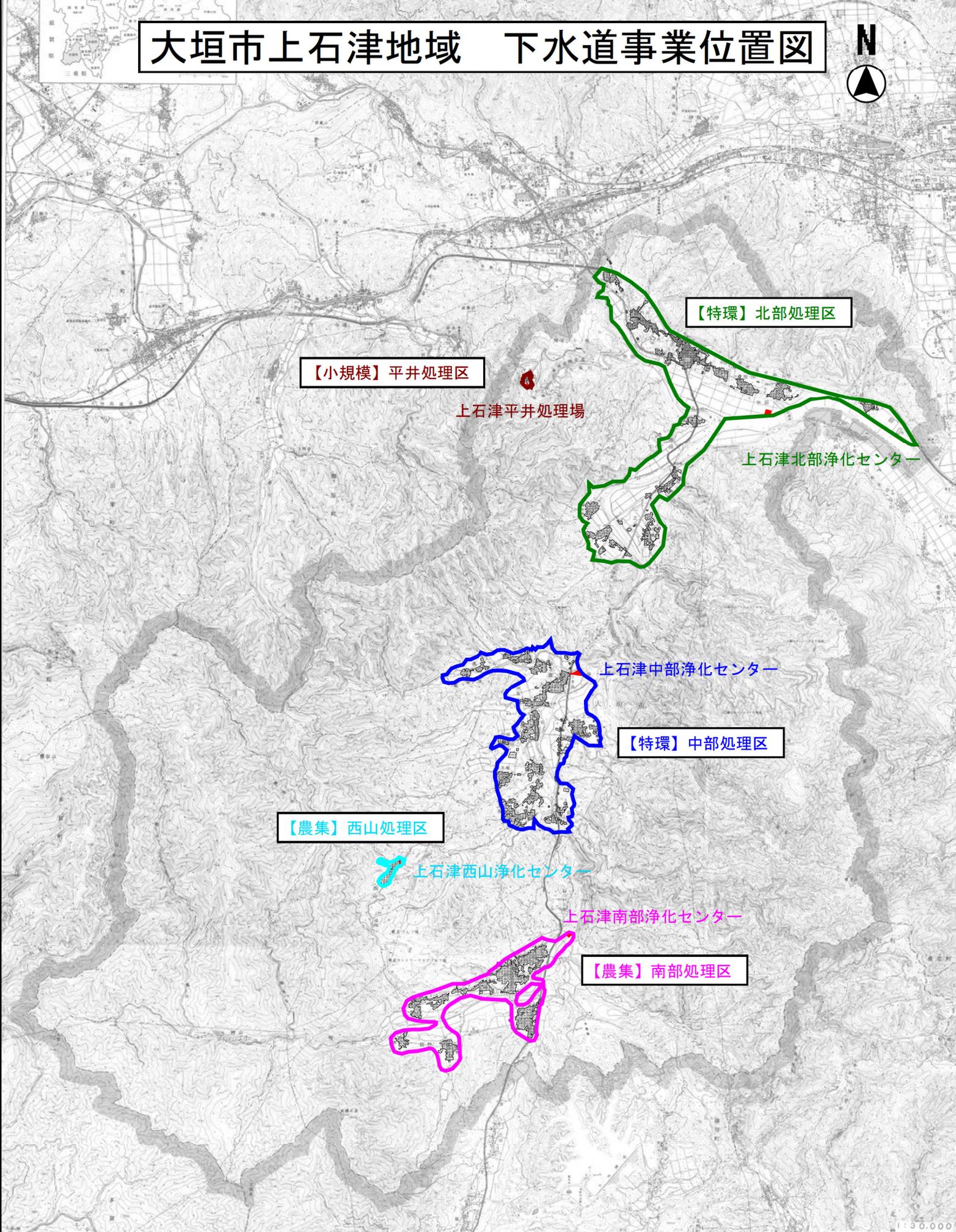
大垣市特定環境保全公共下水道事業経営戦略
大垣市農業集落排水事業経営戦略
大垣市小規模集合排水処理事業経営戦略

平成 29 年 3 月策定
令和 5 年 12 月改定
大 垣 市 水 道 部

目 次

1	大垣市上石津地域 下水道事業位置図	1
2	大垣市特定環境保全公共下水道事業経営戦略	
(1)	事業概要	3
(2)	将来の事業環境	4
(3)	経営の基本方針	6
(4)	投資・財政計画（収支計画）	6
(5)	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	9
	経営分析比較表（R3決算／法適）	10
	投資・財政計画（H27～R元決算／法非適）	11
	投資・財政計画（R2～R4決算、R5～R11計画／法適）	13
	原価計算表	15
3	大垣市農業集落排水事業経営戦略	
(1)	事業概要	17
(2)	将来の事業環境	18
(3)	経営の基本方針	20
(4)	投資・財政計画（収支計画）	20
(5)	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	23
	経営分析比較表（R3決算／法適）	24
	投資・財政計画（H27～R元決算／法非適）	25
	投資・財政計画（R2～R4決算、R5～R11計画／法適）	27
	原価計算表	29
4	大垣市小規模集合排水処理事業経営戦略	
(1)	事業概要	31
(2)	将来の事業環境	32
(3)	経営の基本方針	34
(4)	投資・財政計画（収支計画）	34
(5)	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	37
	経営分析比較表（R3決算／法適）	38
	投資・財政計画（H27～R元決算／法非適）	39
	投資・財政計画（R2～R4決算、R5～R11計画／法適）	41
	原価計算表	43

大垣市上石津地域 下水道事業位置図



大垣市特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大垣市

事 業 名 : 大垣市特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

改 定 日 : 令和 5 年 12 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (23年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法全部適用
処理区域内人口密度 (令和5年3月31日現在)	26.7人/ha	流域下水道等への接続の 有無	無
処理区数	2(北部処理区・中部処理区)		
処理場数	2(上石津北部浄化センター・上石津中部浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方 (1か月分/税抜)	基本使用料	加算使用料
	2,262円	1人から5人まで世帯1人当たり…677円 6人以上1人増すごとに…339円
業務用使用料体系の 概要・考え方 (1か月分/税抜)	基本使用料	加算使用料
	3,393円	水道使用量1m ³ あたり112円
その他の使用料体系の 概要・考え方	検針・請求は2か月に一度行い、請求額は10円未満切捨て。	

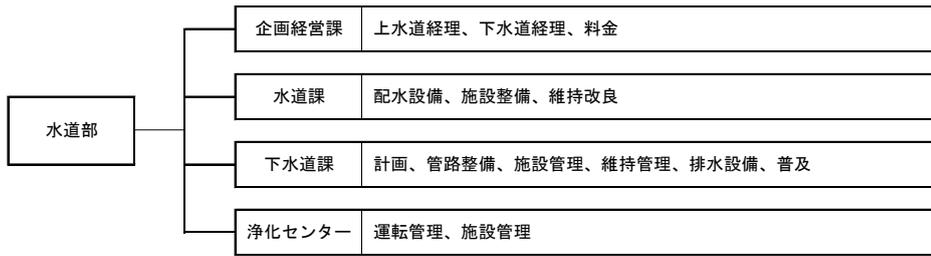
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり・税込) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,720円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり・税込) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,876円
	令和3年度	4,720円		令和3年度	3,715円
	令和2年度	4,720円		令和2年度	3,560円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

(単位：人)

区分	企画経営課	水道課	下水道課	浄化センター	合計
61歳～	0	3	0	1	4
51～60歳	2	10	8	5	25
41～50歳	4	3	3	2	12
31～40歳	3	6	5	2	16
～30歳	1	0	3	0	4
合計	10	22	19	10	61

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	料金関係業務全般を、水道事業に委託し、スケールメリットを生かした経費節減を図っていますが、受託先の水道事業においては、窓口・検針・開閉栓・徴収・滞納整理業務等を民間に委託し、人件費の削減を図るとともに、民間のノウハウを活用しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用*4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	無
	イ 土地・施設等利用*5 (未利用土地・施設の活用等)	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

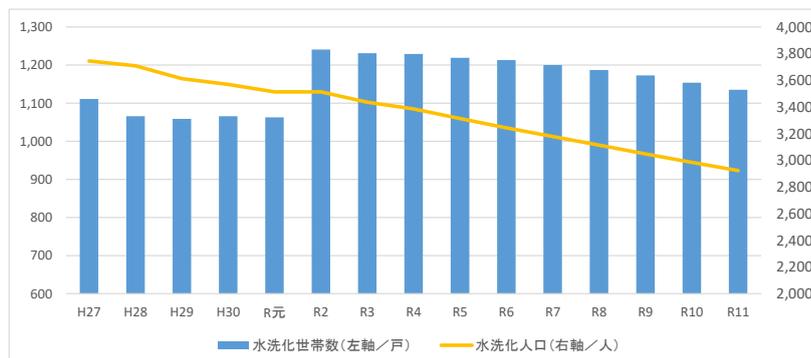
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙のとおり

ただし、最新のものとして、令和3年度決算分となります。

2. 将来の事業環境

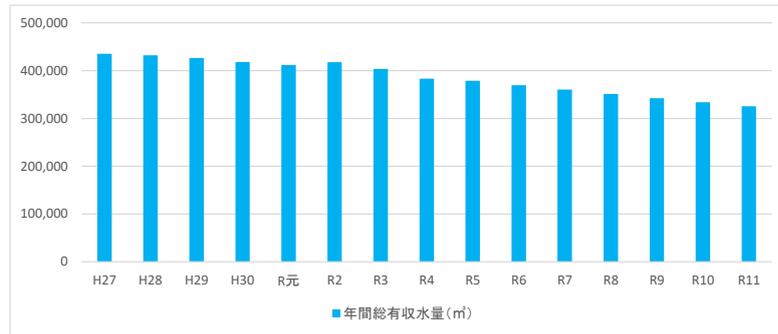
(1) 処理区域内人口・世帯数及び水洗化人口・世帯数の予測

- ① 推計にあたっての基本方針
 - ・行政区内人口について、大垣市人口ビジョンに示される目標数値を基本に、より厳しく見積もった数値(「国立社会保障・人口問題研究所」による大垣市の人口推計(H30.3月)及び岐阜県の世帯数推計(H31.4月)をもとに、直近の実績を加味した独自の推計値)を用いました。
- ② 推計結果
 - ・令和11年度末時点で市全体の人口を152,036人(令和元年度末比 Δ9,087人、Δ5.6%)と見込みました。なお、近年の実績を鑑み、上石津地域は大垣・墨俣地域と比較してより急速に人口減少していくものとし、令和11年度末時点で4,308人(令和元年度末比 Δ1,031人、Δ19.3%)と見込みました。
 - ・令和11年度末時点で市全体の世帯数を70,556戸(令和元年度末比 +3,466戸、+5.2%)と見込みました。なお、上石津地域は、令和11年度末時点で1,818戸(令和元年度末比 Δ191戸、Δ9.5%)と見込みました。
 - ・上石津地域は、普及率がほぼ100%であるため、上記の行政区内人口・世帯数=処理区域内人口・世帯数とし、この見込みをもとに水洗化人口・世帯数を算出しています。
 - ・結果、北部・中部処理区の、令和11年度末の水洗化人口は2,923人(令和元年度末比 Δ591人、Δ16.8%)、水洗化世帯数は1,135戸(令和元年度末比 +72戸、+6.8%)と見込みました。
 - ・令和4年度までの実績をもとに、水洗化人口及び世帯数の推計を見直した結果、令和11年度までの水洗化人口の推移は概ね当初計画値と同程度(当初計画令和元年度末比: Δ602人 → 改定計画令和元年度末比: Δ591人)となりましたが、水洗化世帯数は令和2年度以降の集計方法をGISデータから直接抽出するといった、より正確な方法への変更による増加の影響で、令和4年度の実績値が当初計画値を大きく上回った(R4当初計画値: 979世帯 → R4実績値: 1,229世帯、+250世帯、+25.5%)ため、令和5年度以降の計画値を、今後の世帯の細分化などに起因する世帯数減少傾向の鈍化も加味し、相応に上方修正(R11当初計画値: 855世帯 → R11計画改訂値: 1,135世帯、+280世帯、+32.7%)しています。



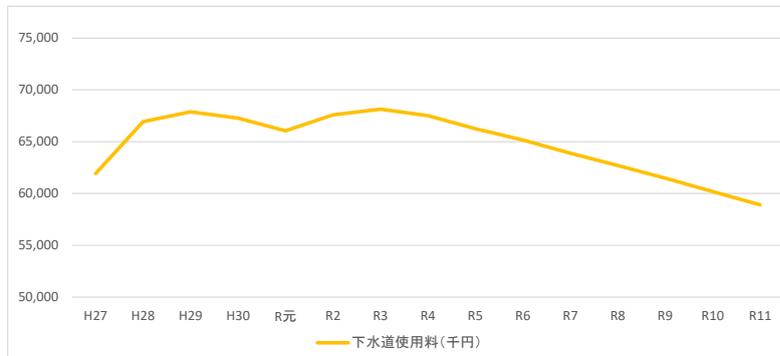
(2) 有収水量の予測

- ・一般家庭分は(1)で求めた水洗化人口・世帯数に、処理区ごとの令和3、4年度平均一人当たり年間有収水量を乗じて推計し、特定施設分は令和4年度の水量で推移するものとし、事業所等分は令和4年度の水量から速減するものとして年間総有収水量を推計しました。
- ・結果、令和11年度の年間総有収水量を325,476㎡(令和元年度比△86,153㎡、△20.9%)と見込みました。
- ・なお、当初計画と比較した場合、一人当たり年間有収水量の減少により、令和5年度以降の計画値を下方修正(R11当初計画値:335,546㎡→R11改定計画値:325,476㎡、△10,070㎡、△3.0%)しています。



(3) 使用料収入の見通し

- ・本事業の料金体系は人頭制のため、(1)で求めた水洗化人口・世帯数をもとに使用料収入の見通しを立てています。
- ・結果、令和11年度の使用料収入は、58,904千円(税抜き、令和元年度比△8,002千円、△12.0%)となりました。
- ・平成28年度に平均改定率9.8%、令和2年度に平均改定率3.0%の使用料改定を実施しているものの、上石津地域の人口減少の影響で使用料収入は徐々に減少していき、令和3年度にピークを迎えた後は令和11年度までに15%程度減少することが予想されます。



(4) 施設の見通し

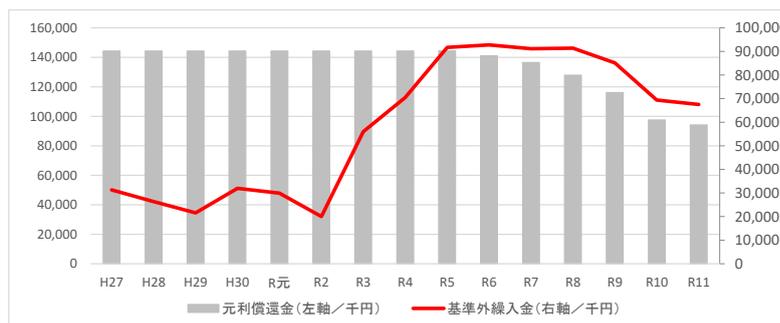
- ・北部浄化センターは平成12年5月に、中部浄化センターは平成17年4月に供用を開始しており、施設が比較的新しいため現時点で大きな改良の必要はありませんが、一部、耐用年数の短い機械・電気設備の更新等を実施しています。

(5) 組織の見通し

- ・水道部所管事業のうち水道事業以外の5事業が、令和2年4月に地方公営企業法を全部適用し法適用企業となることを機に、より効率的で機能的な業務体制の確立を図るため、水道課所管であった上下水道の経理、料金の事務を担う企画経営課を設置しました。

(6) 元利償還金、基準外繰入金の見通し

- ・過去の企業債の借入に伴う元利償還金は、令和5年度まで144,000千円前後で推移しますが、供用開始後はほとんど借入をしていないため、令和6年度以降は徐々に減少し、計画期間終期の令和11年度には94,176千円となります。
- ・本事業は、従前より使用料収入で維持管理費を賄っていない状況であるうえ、人口減少による使用料収入の減少もあるため、基準外繰入金は今後増加していくことが見込まれます。
- ・なおかつ、法適用後の令和2年度以降は、分流式下水道等に要する経費の算定方法が法適用に伴い変更され、資本費が元金ベースから減価償却費ベースになったことにより基準内繰入金が減少し、結果、基準外繰入金が増加しています。
- ・ただ、元利償還金の減少に伴い、基準外繰入金も令和9年度以降は減少傾向となり、計画期間終期の令和11年度には6,800万円弱となる見込みです。



3. 経営の基本方針

大垣市特定環境保全公共下水道事業は、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、平成29年度に策定、令和4年度に改定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設のライフサイクルコストの低減や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持、修繕及び改築を実施していきます。また、これらの実施に当たっては、国庫補助金を確保することにより基準外繰入金金の削減に努めます。

ただし、本事業は、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、基準外繰入金削減のための使用料改定を実施します。

具体的には、令和2年4月の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年度4月及び令和11年度4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	施設が比較的新しいため現時点で大きな改良の必要はありませんが、一部、耐用年数の短い機械・電気設備の更新等を実施する予定です。なお、実施に当たっては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設のライフサイクルコストの低減や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持、修繕及び改築を実施していきます。
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【北部処理区】

北部処理区は平成12年5月に供用を開始しており、施設が比較的新しいため現時点で大きな改良の必要はありませんが、一部、耐用年数の短い機械・電気設備の更新等を実施する予定です。

（単位：千円／税込み）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合 計
処理場施設更新			2,662	2,848	33,229	33,229	33,229	33,229	33,229	43,673	215,328
マンホールポンプ更新	2,596	1,299		4,747	2,563	2,563	2,563	2,563	2,563	2,563	24,020
合 計	2,596	1,299	2,662	7,595	35,792	35,792	35,792	35,792	35,792	46,236	239,348

【中部処理区】

中部処理区は平成17年4月に供用を開始しており、施設が比較的新しいため現時点で大きな改良の必要はありませんが、一部、耐用年数の短い機械・電気設備の更新等を実施する予定です。

（単位：千円／税込み）

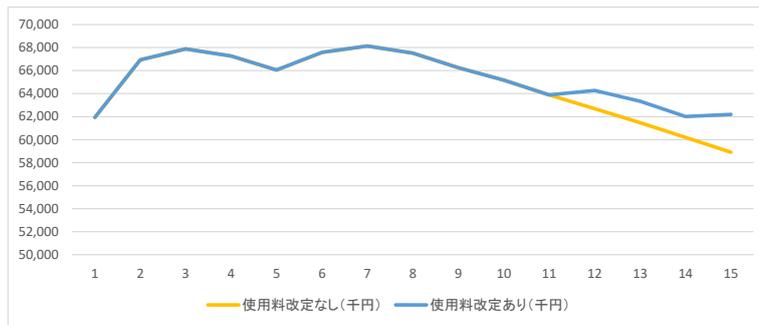
区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合 計
処理場施設更新	7,260			2,848	5,791	5,791	5,791	5,791	5,791	5,791	44,854
マンホールポンプ更新		1,299		2,848	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	15,541
合 計	7,260	1,299	0	5,696	7,690	7,690	7,690	7,690	7,690	7,690	60,395

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<p>更新事業の実施に当たっては、国庫補助金を確保することにより基準外繰入金の削減に努めます。</p> <p>ただし、本事業は、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、基準外繰入金削減のための使用料改定を実施します。</p> <p>具体的には、令和2年4月の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【使用料について】

- ・本事業は、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、使用料改定により、少しでも基準外繰入金の削減を図る必要があります。
- ・よって、令和2年4月の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。

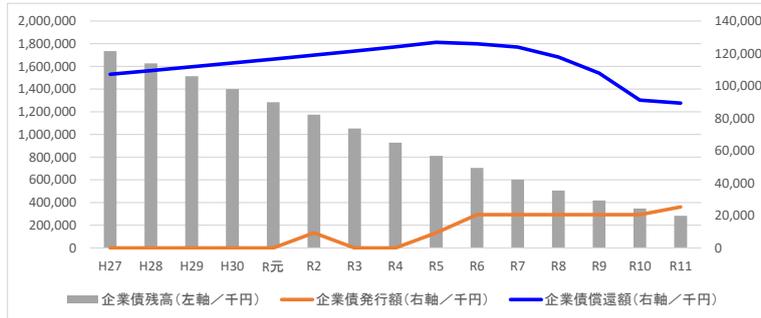


【国庫補助金について】

- ・更新事業の実施に当たっては、国土交通省の下水道ストックマネジメント計画に基づく「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金を、事業費の1/2程度見込んでいます。

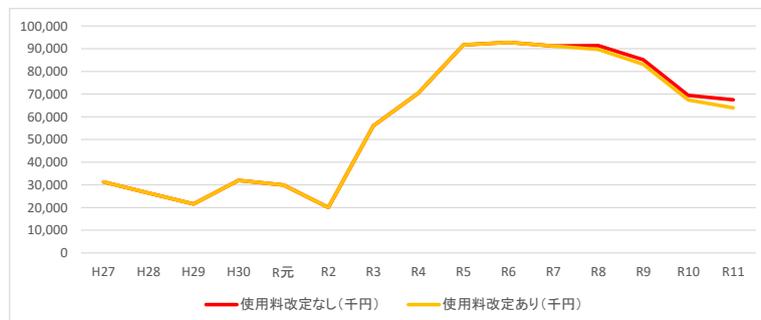
【企業債について】

- ・更新事業の実施に当たっては、企業債発行額を最小限に抑制することにより、企業債残高の更なる削減を目指します。
- ・計画期間中に、合計146,900千円の借入をしますが、同期間中に1,489,563千円の償還をするため、計画終期（令和11年度）の企業債残高は283,373千円となり、これは、令和元年末残高（1,283,794千円）に対し、1,000,421千円、77.9%の減となります。



【基準外繰入金について】

- ・下水道ストックマネジメント計画に基づく国庫補助金の確保と、企業債発行額の抑制の効果により、使用料改定を実施しなかったとしても、令和10年度頃には元利償還金の減少とともに基準外繰入金も減少し、計画期間終期の令和11年度には67,511千円になります。
- ・ただし、依然として基準外繰入金に依存している状況に変わりはないため、使用料改定により、少しでもその規模の縮小を図る必要があります。使用料改定を実施した場合、令和11年度の基準外繰入金は63,962千円となり、使用料改定を実施しなかった場合と比べ、△3,549千円、△5.3%縮小できます。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【委託料について】

- ・毎年業務量の変化しない委託業務については、令和4年度実績と同水準で推移するものとしています。
- ・都度対応していくもの（下水管清掃等）、毎年変動するもの（汚泥の処分等）についても、計上額が比較的小額であることから、原則、令和4年度実績と同水準で推移するものとしています。

【修繕費について】

- ・①に掲げる更新計画をもとに、必要な更新と維持補修を適切に組み合わせ資産管理していくことを念頭に計画期間中の修繕計画を作成し、これをもとに経費計上しています。

（単位：千円／税抜き）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合 計
北部処理区修繕費	820	1,722	1,470	4,990	5,127	4,990	4,990	5,127	5,726	5,726	40,688
中部処理区修繕費	3,255	3,832	1,635	5,689	5,689	5,689	5,689	5,689	5,689	5,689	48,545
その他修繕費	48	54	65	56	58	60	58	59	59	59	576
合 計	4,123	5,608	3,170	10,735	10,874	10,739	10,737	10,875	11,474	11,474	89,809

【動力費について】

- ・2（2）で推計した年間総有収水量に、令和5年度から契約を開始する電気料金の単価を基に、物価上昇等を加味した単価を乗じて算出しています。（本事業の料金体系は人頭制のため、年間総有収水量＝年間総処理水量となります。）

【人件費について】

- ・職員1名分について、直近実績ベースで推移するものとして計上しています。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	総務省等通知にもとづき、持続可能な下水道運営に向け、令和4年に県が策定した「広域化・共同化計画」について、今後の取り組みや市の方針を示しました。
投資の平準化に関する事項	令和4年度に改定したストックマネジメント計画においては、目標耐用年数の再設定を行い、既存施設の長寿命化や、改築と修繕を交えた更新基準の見直しにより、更新投資の低減を図りました。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	料金関係業務以外の分野において、民間の資金・ノウハウ等の活用予定はありません。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	今回の経営戦略計画期間後の令和12年度以降も、随時、施設の更新等を予定していますが、その際にも、次期経営戦略の策定を通して、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、戦略的な維持、修繕及び改築を行っていくことが必要です。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	料金関係業務以外の分野において、民間の資金・ノウハウ等の活用予定はありません。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	燃料費の高騰に伴う動力費の高騰については、社会全体の動向に注意しながら、経営状況を検討していくことが必要です。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項</p>	<p>今後はPDCAサイクルにより上記の取組みに対する進捗状況を確認し、計画との乖離が著しい場合にはその原因調査と対策を図ります。また、公営企業等審議会を通じて使用料水準や投資・財政計画の妥当性を評価し、経営戦略の充実を図ります。</p>
	<p>【第1回改定（令和元年度）の概要】</p> <p>本市水道部所管の他事業（水道事業等）の経営戦略の策定に併せて、令和2年度以降を法適用企業としてのものに変換のうえ時点修正（最新化）するとともに、本格的な経営健全化策として使用料改定を盛り込んだものに改定しました。</p> <p>また、改定に際して、水道事業等の経営戦略計画期間（令和2～11年度）と終期を揃え、計画期間を平成29～令和11年度の13カ年に延長しています。</p>
	<p>【第2回改定（令和5年度）の概要】</p> <p>主に、次の5項目に重点を置いて、時点修正（最新化）を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 令和2年度の地方公営企業法の適用以降、現在に至るまでの実態（経理手法等）の反映 2) 直近の動向から見る、最新の人口・世帯数・水需要等の動態予測を反映した料金・使用料収入の再算定 3) 今後の水需要等の減少傾向と、施設の更新需要の増加傾向を比較衡量の上、リスク分析に基づく現有施設の有効活用・延命化も視野に入れた、建設改良計画の見直し 4) 収支に関しては、令和4年度までの実績を加味した上で、物価上昇等を考慮した動力費（電気料金）をはじめとする維持管理費の上昇傾向等の反映 5) 上記全てを反映した上で、「事業の持続可能性」と「経営の健全性」を両立させるための経営健全化策（支出抑制や使用料改定等）の再検討 <p>なお、使用料改定に関し、改定前の経営戦略においては、令和2年4月を1回目として、その3年後の令和5年4月に2回目、その3年後の令和8年4月に3回目の使用料改定を実施することとしていましたが、昨今の原油価格などの物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、2回目を以降の使用料改定に関しては、当分の間延期します。</p> <p>ただし、経営戦略の計画期間内に、本事業が「経営の基本方針」に掲げる目標（基準外繰入金金の削減）を達成するためには、計画の最終年度である令和11年度までに予定している使用料改定を実施することが不可欠であり、当初の予定通り2回に分けて実施するとした場合、最大限延期したとしても、令和8年4月に2回目、その3年後の令和11年4月に3回目の使用料改定を実施する必要がありますので、その時点での状況次第ではありますが、ひとまず、今回改定いたします経営戦略においては、その旨を反映しています。</p>

経営比較分析表（令和3年度決算）

岐阜県 大垣市

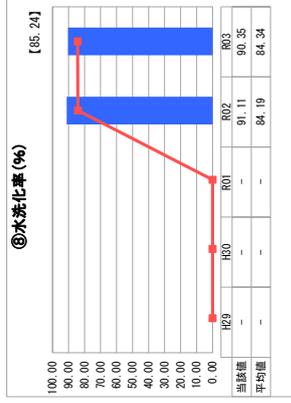
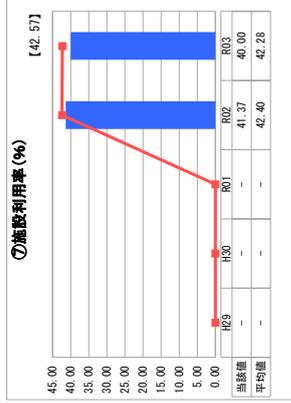
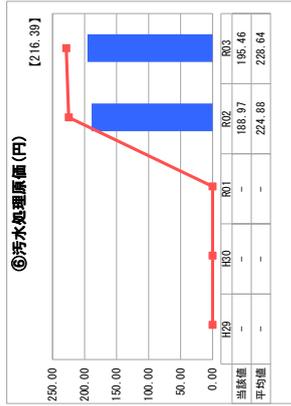
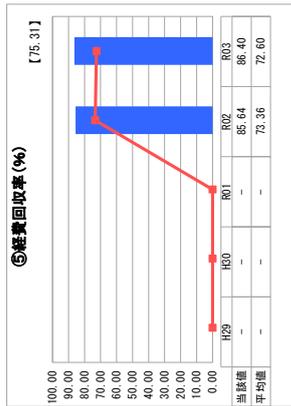
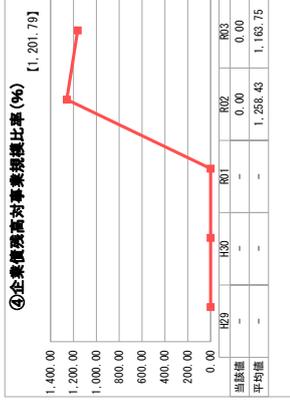
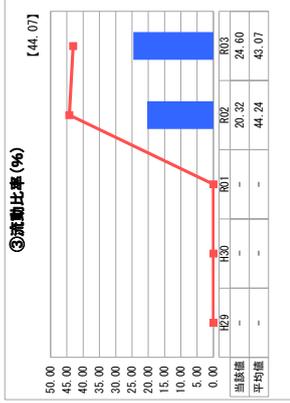
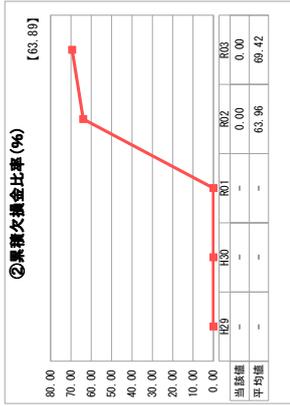
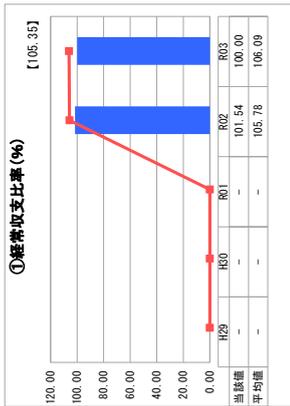
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置	159,894	206.57	774.04
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり変動料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
-	66.20	2.39	100.00	4,720	3,803	1.40	2,716.43

グラフ凡例

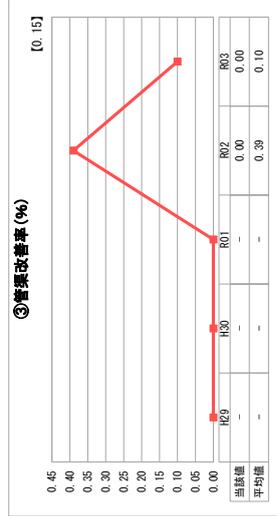
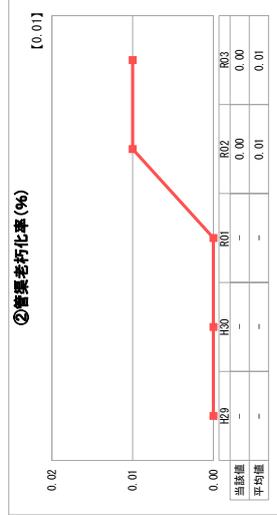
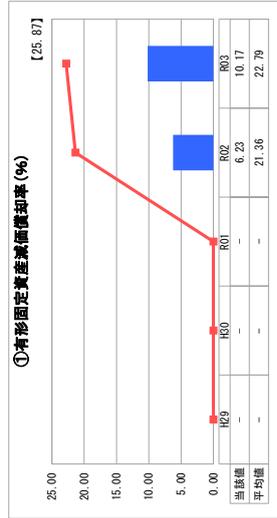
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和2年度に地方公営企業法を適用したため、令和元年度以前の数値は全0となっている。経常収支比率は100%であり、収支均衡ではあるものの、中期前受金戻入を除く収益の6割以上を一般会計繰入金に依存しており、その内の基準外繰入金（使用料等）の事業収入で賄うべき経費に対する財源不足を補填するための公費）は、令和2年度に使用料改定を実施したものの依然存在している。経費回収率は類似団体と比較して優位であるものの、使用料収入では汚水処理費が賸っていない状況である。汚水処理原価は、汚水処理量の増加が原因で増加しているものの、類似団体と比較して優位で推移している。前水処理量の減少は、施設利用率の低下等から起きている。類似団体と比べ劣位となっている。最大稼働率も47%と半分程度の稼働しかしていない状況である。施設別では、北部浄化センターが利用率48%、中部浄化センターが29%であり、中部浄化センターは類似団体と比較して劣位となっている。水洗化率は、類似団体と比較して優位であるが、整備完了済みであるため、更なる普及活動の実施により、水洗化率の向上を目指す。

2. 老朽化の状況について

本事業は、北部処理区及び中部処理区の2つの処理区で構成されている。有形固定資産減価償却率は類似団体と比較して低い。これは令和2年度の地方公営企業法の適用から減価償却累計額を計上しているため、早かけ上低くなっていることに加え、平成12年（北部処理区）及び平成17年（中部処理区）に供用を開始しており、償却対象資産が比較的新しいことによるものである。償却対象資産の新しいことは、営業老朽化率及び管理改善率が0%となっていることからも見て取れる。機械・電気設備の一部が今後は、前用年数の短い機械・電気設備の一部が更新時期を迎えるが、それに対しては、予防保全型の管理を行うことで機能停止や事故を未然に防止し、ライフサイクルコストの最小化を図る予定である。

全体総括

本事業では、令和2年度に下水道使用料の改定を実施し、経営基礎の強化を図ったところである。今後も、更なる普及活動の更進による水洗化率の向上に注力し、有収水量や施設利用率の向上を目指すしていく。令和5年度に改定した今年度13年度の経営計画である経営戦略に基づいた運営を行っている。一定期間ごとに本格的な改定やストックマネジメント、料金体系の見直しを行うことで、一般会計からの繰入金の前減に努めていく。

※ 「経常収支比率」、「業種普及率」、「流動比率」、「累積欠損金比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R元				
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)				
収益的収入	1 総収入	247,389	246,844	241,899	255,381	251,187				
	(1) 営業収入	67,119	71,975	73,244	72,770	72,083				
	了料金収入	67,091	71,936	73,208	72,737	72,057				
	イ受託工事収入									
	ウその他	38	39	36	33	26				
	(2) 営業外収入	180,270	174,869	168,655	182,611	179,104				
	了他会計繰入金	180,269	174,773	168,649	182,606	179,100				
	イその他	1	96	6	5	4				
	2 総費用	140,808	138,503	132,649	141,318	135,187				
	(1) 営業費用	99,126	98,169	94,159	105,071	102,107				
了職員給与	4,501	5,156	5,287	4,279	5,185					
うち退職手当										
イその他	94,625	93,013	88,872	100,792	96,922					
(2) 営業外費用	41,682	40,334	38,490	36,247	33,080					
ア支払利息	37,132	34,873	32,564	30,201	27,785					
うち一時借入金利息										
イその他	4,550	5,461	5,926	6,046	5,295					
3 収支差引	(A)-(D)	106,581	108,341	109,250	114,063	116,000				
1 資本的収入	(E)	1,427	1,622	2,850	300	1,002				
(1) 地方債										
うち資本費平準化債										
(2) 他会計補助金		100	400	300	302					
(3) 他会計借入金										
(4) 固定資産売却代金										
(5) 国(都道府県)補助金										
(6) 工事負担金	1,427	1,050	2,450		700					
(7) その他		472								
2 資本的支出	(G)	108,008	109,963	112,100	114,363	116,781				
(1) 建設改良費	876	572	400	300	302					
うち職員給与										
(2) 地方債還金	107,132	109,391	111,700	114,063	116,479					
(3) 他会計長期借入金返還金										
(4) 他会計への繰出金										
(5) その他										
3 収支差引	(F)-(G)	△ 106,581	△ 108,341	△ 109,250	△ 114,063	△ 115,779				
資本的収支										

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R元 (決算)				
収支再差引	(E)+(I)	(J)				221				
積立金	(K)									
前年度からの繰越金	(L)									
前年度繰上充用金	(M)									
形式収支	(I)-(K)+(L)-(M)	(N)				221				
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)					221				
実質収支	赤字	(P)								
(N)-(O)	赤字	(Q)								
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$									
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	99.8	99.6	99.0	100.0	99.8				
地方財政法令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)									
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	71,975	73,244	72,770	72,083				
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$									
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)									
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)									
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	67,119	71,975	73,244	72,770	72,083				
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$									
他会計借入金	高									
他会計借入金	高									
他会計借入金	高	1,735,427	1,626,036	1,514,336	1,400,273	1,283,794				
○他会計繰入金										
区分	年度	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R元 (決算)				
収益的収支分		180,269	174,773	168,649	182,606	181,605				
うち基準内繰入金		148,951	148,384	147,102	150,634	149,644				
うち基準外繰入金		31,318	26,389	21,547	31,972	31,961				
資本的収支分			100	400	300	302				
うち基準内繰入金			100	400	300	302				
うち基準外繰入金										
合計		180,269	174,873	169,049	182,906	181,907				

(単位:千円)

(単位:千円)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益	1. 営業収益	67,626	68,170	67,546	66,292	65,197	63,915	64,304	63,369	62,042	62,219
	(1) 料入金	67,579	68,140	67,518	66,257	65,166	63,884	64,272	63,338	62,010	62,187
	(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収入	(3) その他	47	31	28	35	31	31	32	31	32	32
	2. 営業外収益	263,491	177,369	170,574	162,973	159,938	159,950	145,482	138,440	140,192	140,125
	(1) 補助金	15,876	9,883	15,278	26,459	28,624	29,759	28,634	29,140	30,968	30,601
収益的支出	(2) 長期前受入金	15,876	9,883	15,278	26,459	28,624	29,759	28,634	29,140	30,968	30,601
	(3) その他	103,855	65,576	60,982	53,834	52,379	53,141	47,829	45,183	46,107	47,082
	1. 営業費用	143,760	101,910	94,314	82,680	78,935	77,050	69,019	64,117	63,117	62,442
収益的支出	(2) 経費	331,117	245,539	238,120	229,265	225,135	223,865	209,786	201,809	202,234	202,344
	(1) 職員給与	299,102	221,290	216,192	208,748	205,464	206,543	194,879	188,950	190,998	192,198
	(2) 退職給付	5,671	5,559	6,094	5,775	5,810	5,893	5,825	5,843	5,855	5,841
経常利益	(3) その他	2,598	2,678	3,022	2,766	2,822	2,870	2,819	2,837	2,843	2,833
	(1) 経費	118	124	59	100	95	85	93	91	90	91
	(2) 経費	2,955	2,757	3,013	2,909	2,893	2,938	2,913	2,915	2,922	2,917
特別損益	(3) 減価償却	76,634	77,730	78,903	88,628	88,254	87,489	87,097	86,635	86,893	86,328
	(1) 修繕費	8,218	15,022	17,401	17,091	17,091	16,779	16,479	16,185	15,903	15,615
	(2) 材料費	4,123	5,608	3,170	10,735	10,874	10,739	10,737	10,875	11,474	11,474
特別損益	(3) その他	11	107	0	0	0	37	0	0	37	0
	(1) 償却	64,567	63,797	60,711	60,492	60,289	59,934	59,881	59,575	59,479	59,239
	(2) 外債	216,797	139,001	131,195	114,345	111,400	113,161	101,957	96,472	98,250	100,029
繰越利益剰余金又は剰余金	(3) 外債	27,006	24,249	21,928	20,513	19,667	17,320	14,899	12,853	11,230	10,137
	(1) 支払利息	25,314	22,793	20,207	17,571	14,994	12,564	10,229	8,145	6,370	4,846
	(2) その他	1,692	1,456	1,721	2,942	4,673	4,756	4,670	4,708	4,860	5,291
流動負債	(3) 支払	326,108	245,539	238,120	229,261	225,131	223,863	209,778	201,803	202,228	202,335
	(1) 出計	5,009	0	0	4	4	2	8	6	6	9
	(2) 損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流動負債	(3) 損失	5,004	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 損益	△5,004	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 繰越利益剰余金又は剰余金	5	0	0	4	4	2	8	6	6	9
流動負債	(3) 剰余金	30,096	39,861	43,453	40,027	47,031	46,944	46,035	46,666	46,666	47,952
	(1) 未収金	2,654	1,677	1,616	2,114	3,131	3,096	3,095	3,079	3,062	3,499
	(2) 負債	148,114	162,030	168,373	163,873	168,737	162,423	151,582	135,440	133,515	107,920
累積欠損金比率	(3) 一時借入金	121,478	124,064	126,835	125,970	123,898	117,727	107,893	91,176	89,330	62,539
	(1) 未払	13,244	12,471	13,619	15,635	19,612	19,557	19,478	19,405	19,449	20,779
	(2) 比率	(1)/(A)-(B) × 100									
地方財政法施行令第15条第1項により算定した不足額	(3) 不足額	67,626	68,170	67,546	66,292	65,197	63,915	64,304	63,369	62,042	62,219
	(1) 営業収益										
	(2) 地方財政法による資金不足の比率										
健全化法施行令第16条により算定した不足額	(3) 健全化法による不足額										
	(1) 健全化法施行規則第6条に規定する健全化法による不足額										
	(2) 健全化法施行令第17条により算定した規程の不足額										
健全化法施行令第22条により算定した不足比率	(3) 不足比率	67,626	68,170	67,546	66,292	65,197	63,915	64,304	63,369	62,042	62,219
	(1) 規程の健全化法による不足比率										
	(2) 規程の健全化法による不足比率										

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区	分	年度												
		R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
資本的 収入	1. 企業費平準化債	9,300	0	0	9,300	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600	25,300
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	4,147	46,141	55,138	65,249	64,151	61,407	61,025	53,959	36,446	33,361	0	0	
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的 支出	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	650	0	3,086	20,621	20,621	20,621	20,621	20,621	20,621	20,621	20,621	25,843
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	350	1,050	1,050	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
	9. その他	13,797	47,841	56,188	77,985	105,722	102,978	102,596	95,530	78,017	84,854	0	0	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的 収入	10. 純計 (A)-(B)	13,797	47,841	56,188	77,985	105,722	102,978	102,596	95,530	78,017	84,854	0	0	
	1. 建設改良費	9,858	2,598	2,862	13,292	43,539	43,499	43,493	43,483	43,483	43,483	43,483	43,483	53,926
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	118,950	121,478	124,064	126,835	125,970	123,898	117,727	107,893	91,176	89,330	0	0	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的 支出	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	128,808	124,076	126,726	140,127	169,509	167,397	161,220	151,375	134,659	143,256	0	0	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	115,011	76,235	70,538	62,142	63,787	64,419	58,624	55,845	56,642	58,402	0	0	
	1. 損益勘定留保資金	114,147	73,032	70,387	61,246	61,740	62,368	56,573	53,797	54,589	55,875	0	0	
補填財源	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	864	3,203	151	896	2,047	2,051	2,051	2,048	2,053	2,527	0	0	
	計 (F)	115,011	76,235	70,538	62,142	63,787	64,419	58,624	55,845	56,642	58,402	0	0	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	1,174,144	1,052,666	928,602	811,067	705,697	602,399	505,271	417,979	347,403	283,373	0	0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(単位:千円)

○他会計繰入金

区	分	年度											
		R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
収益的 収支分	うち基準内繰入金	159,605	111,377	109,576	109,135	107,556	106,806	97,649	93,253	94,081	93,039	0	0
	うち基準外繰入金	143,729	101,494	94,298	82,676	78,932	77,047	69,015	64,113	63,113	62,438	0	0
	計	303,334	212,871	203,874	191,811	186,488	183,853	166,664	157,364	157,366	157,194	155,477	0
資本的 収支分	うち基準内繰入金	15,876	9,883	15,278	26,459	28,624	29,759	28,634	29,140	30,968	30,601	0	0
	うち基準外繰入金	4,147	46,141	55,138	65,249	64,151	61,407	61,025	53,959	36,446	33,361	0	0
	計	20,023	55,994	70,416	91,708	92,775	91,166	89,659	83,099	67,415	64,007	0	0
合計	うち基準内繰入金	174,481	121,260	124,854	135,594	136,180	136,565	126,283	122,393	125,049	123,640	0	0
	うち基準外繰入金	163,752	157,518	164,714	174,384	171,707	168,213	158,674	147,212	130,527	126,400	0	0

原価計算表

供用開始年月日 平成 12 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 3,734人
 計算期間 自 令 和 2 年 4 月
 至 令 和 7 年 3 月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	67,518	66,932		66,932
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	28	34		34
合 計	67,546	66,966	0	66,966

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費			
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	修繕費	850	1,590	0
	材 料 費	0	24	0
	路面復旧費	0	0	0
	委託料	5,409	5,268	0
その他の	4,553	4,756	0	
小 計	10,812	11,638	0	11,638
ポンプ場費	人件費			
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動力費	0	0	0
	修繕費	0	0	0
	材 料 費	0	0	0
	薬品費	0	0	0
委託料	0	0	0	
その他の	0	0	0	
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費			
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動力費	11,279	9,230	0
	修繕費	2,255	5,256	0
	材 料 費	0	0	0
	薬品費	1,432	1,254	0
委託料	50,211	51,157	3,679	
その他の	484	447	109	
小 計	65,661	67,344	3,788	63,556
一般管理費	人件費			
	給 料	3,022	2,777	0
	諸 手 当	1,870	1,661	0
	福 利 費	741	884	0
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
	委託料	1,593	1,603	0
その他の	1,253	1,052	0	
小 計	8,479	7,977	0	7,977

資本費	支 払 利 息	20,207	20,176	20,176	0
	減 価 償 却 費	131,195	142,348	142,348	0
	企 業 債 取 扱 諸 費	45	861	861	0
小	計	151,447	163,385	163,385	0
合	計 (Y)	236,399	250,344	167,173	83,171

資 産 維 持 費 (Z)	540
使用料対象経費 (Y) + (Z)	83,711

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 80.0\%$$

<使用料水準についての説明>

収支計画における算定期間では、使用料収入以外の繰入金等の営業外収益により、収支は黒字が見込まれていますが、上記算定の結果、使用料では対象経費の80.0%しか賄えておらず、補てんする財源のほとんどを基準外繰入金に依存している状況です。

本経営戦略でお示したとおり、本事業は従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、使用料改定により、少しでも基準外繰入金の削減を図る必要があります。そのため、段階的な使用料改定として、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で6.1%）の使用料改定を実施する予定です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

大垣市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 大垣市

事 業 名 : 大垣市農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

改 定 日 : 令和 5 年 12 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (26年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法全部適用
処理区域内人口密度 (令和5年3月31日現在)	15.3人/ha	流域下水道等への接続の 有無	無
処理区数	2(西山処理区・南部処理区)		
処理場数	2(上石津西山浄化センター・上石津南部浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方 (1か月分/税抜)	基本使用料	加算使用料
		2,262円
業務用使用料体系の 概要・考え方 (1か月分/税抜)	基本使用料	加算使用料
	3,393円	水道使用量1m ³ あたり112円
その他の使用料体系の 概要・考え方	検針・請求は2か月に一度行い、請求額は10円未満切捨て。	

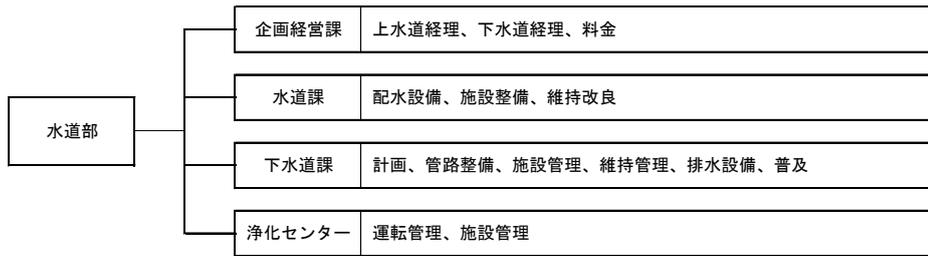
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり・税込) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,720円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり・税込) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,665円
	令和3年度	4,720円		令和3年度	4,461円
	令和2年度	4,720円		令和2年度	4,365円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

(単位：人)

区分	企画経営課	水道課	下水道課	浄化センター	合計
61歳～	0	3	0	1	4
51～60歳	2	10	8	5	25
41～50歳	4	3	3	2	12
31～40歳	3	6	5	2	16
～30歳	1	0	3	0	4
合計	10	22	19	10	61

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	料金関係業務全般を、水道事業に委託し、スケールメリットを生かした経費節減を図っていますが、受託先の水道事業においては、窓口・検針・開閉栓・徴収・滞納整理業務等を民間に委託し、人件費の削減を図るとともに、民間のノウハウを活用しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用*4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	無
	イ 土地・施設等利用*5 (未利用土地・施設の活用等)	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

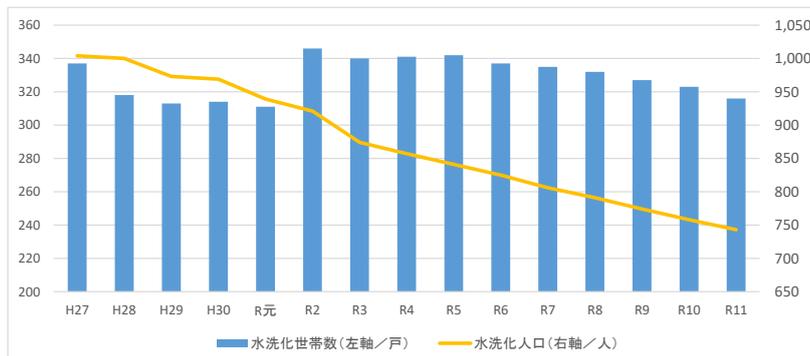
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙のとおり

ただし、最新のものとして、令和3年度決算分となります。

2. 将来の事業環境

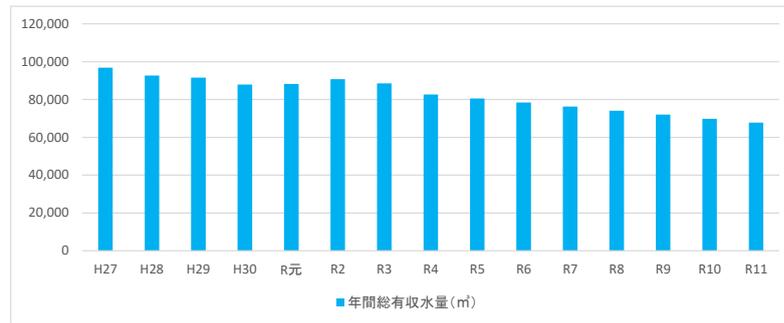
(1) 処理区域内人口・世帯数及び水洗化人口・世帯数の予測

- 推計にあたっての基本方針
 - 行政区域内人口について、大垣市人口ビジョンに示される目標数値を基本に、より厳しく見積もった数値(「国立社会保障・人口問題研究所」による大垣市の人口推計(H30.3月)及び岐阜県の世帯数推計(H31.4月)をもとに、直近の実績を加味した独自の推計値)を用いました。
- 推計結果
 - 令和11年度末時点で市全体の人口を152,036人(令和元年度末比 Δ9,087人、Δ5.6%)と見込みました。なお、近年の実績を鑑み、上石津地域は大垣・墨俣地域と比較してより急速に人口減少していくものとし、令和11年度末時点で4,308人(令和元年度末比 Δ1,031人、Δ19.3%)と見込みました。
 - 令和11年度末時点で市全体の世帯数を70,556戸(令和元年度末比 +3,466戸、+5.2%)と見込みました。なお、上石津地域は、令和11年度末時点で1,818戸(令和元年度末比 Δ191戸、Δ9.5%)と見込みました。
 - 上石津地域は、普及率がほぼ100%であるため、上記の行政区域内人口・世帯数=処理区域内人口・世帯数とし、この見込みをもとに水洗化人口・世帯数を算出しています。
 - 結果、西山・南部処理区の、令和11年度末の水洗化人口は743人(令和元年度末比 Δ196人、Δ20.9%)、水洗化世帯数は316戸(令和元年度末比 +5戸、+1.6%)と見込みました。
 - 令和4年度までの実績をもとに、水洗化人口及び世帯数の推計を見直した結果、令和11年度までの水洗化人口の推移は概ね当初計画値と同程度(当初計画令和元年度末比: Δ157人 → 改定計画令和元年度末比: Δ196人)となりましたが、水洗化世帯数は令和2年度以降の集計方法をGISデータから直接抽出するといった、より正確な方法への変更による増加の影響で、令和4年度の実績値が当初計画値を大きく上回った(R4当初計画値: 288世帯 → R4実績値: 341世帯、+47世帯、+16.3%)ため、令和5年度以降の計画値を、今後の世帯の細分化などに起因する世帯数減少傾向の鈍化も加味し、相応に上方修正(R11当初計画値: 253世帯 → R11計画改訂値: 316世帯、+63世帯、+24.9%)しています。



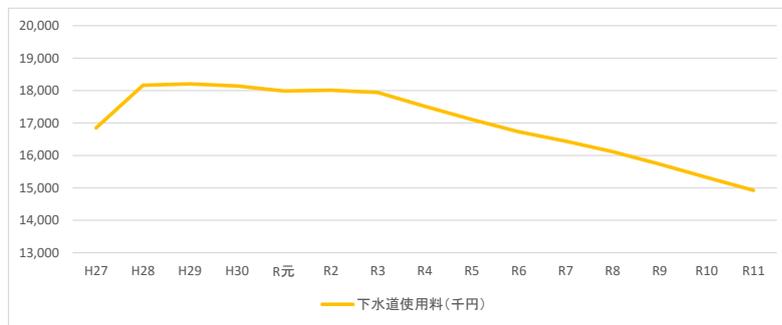
(2) 有収水量の予測

- ・一般家庭分は(1)で求めた水洗化人口・世帯数に、処理区ごとの令和3、4年度平均一人当たり年間有収水量を乗じて推計し、特定施設分は令和4年度の水量で推移するものとし、事業所等分は令和4年度の水量から速減するものとして年間総有収水量を推計しました。
- ・結果、令和11年度の年間総有収水量を67,755 m^3 (令和元年度比 $\Delta 20,404\text{m}^3$ 、 $\Delta 23.1\%$)と見込みました。
- ・なお、当初計画と比較した場合、一人当たり年間有収水量の減少により、令和5年度以降の計画値を下方修正(R11当初計画値: 70,805 m^3 → R11改定計画値: 67,755 m^3 、 $\Delta 3,050\text{m}^3$ 、 $\Delta 4.3\%$)しています。



(3) 使用料収入の見通し

- ・本事業の料金体系は人頭制のため、(1)で求めた水洗化人口・世帯数をもとに使用料収入の見通しを立てています。
- ・結果、令和11年度の使用料収入は、14,923千円(税抜き、令和元年度比 $\Delta 3,236$ 千円、 $\Delta 17.8\%$)となりました。
- ・平成28年度に平均改定率9.8%、令和2年度に平均改定率3.0%の使用料改定を実施しているものの、上石津地域の人口減少の影響で使用料収入は徐々に減少していき、令和3年度にピークを迎えた後は令和11年度までに15%程度減少することが予想されます。



(4) 施設の見通し

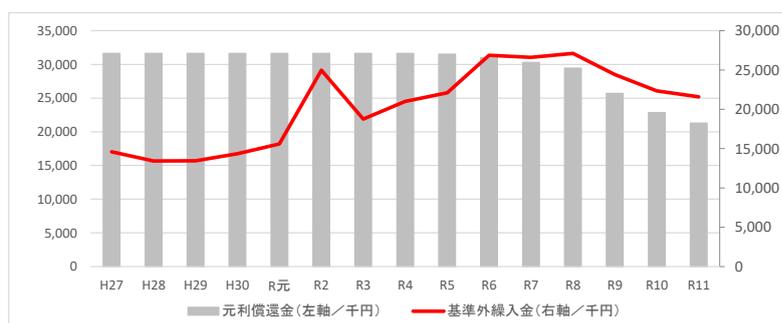
- ・西山浄化センターは平成9年11月に、南部浄化センターは平成15年5月に供用を開始しており、施設が比較的新しいため現時点で大きな改良の必要はありませんが、一部、耐用年数の短い機械・電気設備の更新等が必要であり、それらを令和4年度以降に実施する予定です。

(5) 組織の見通し

- ・水道部所管事業のうち水道事業以外の5事業が、令和2年4月に地方公営企業法を全部適用し法適用企業となることを機に、より効率的で機能的な業務体制の確立を図るため、水道課所管であった上下水道の経理、料金の事務を担う企画経営課を設置しました。

(6) 元利償還金、基準外繰入金の見通し

- ・過去の企業債の借入に伴う元利償還金は、令和5年度まで31,600千円前後で推移しますが、供用開始後は借入をしていないため、令和6年度以降は徐々に減少し、計画期間終期の令和11年度には21,292千円となります。
- ・本事業は、従前より使用料収入で維持管理費を賄えていない状況であるうえ、人口減少による使用料収入の減少もあるため、基準外繰入金は今後増加していくことが見込まれます。
- ・なおかつ、法適用後の令和2年度以降は、分流式下水道等に要する経費の算定方法が法適用に伴い変更され、資本費が元金ベースから減価償却費ベースになったことにより基準内繰入金が減少し、結果、基準外繰入金が増加しています。
- ・ただ、元利償還金の減少に伴い、基準外繰入金も令和9年度以降は減少傾向となり、計画期間終期の令和11年度には2,200万円弱となる見込みです。



3. 経営の基本方針

大垣市農業集落排水事業は、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、令和元年度に策定した最適整備構想に基づき、下水道施設のライフサイクルコストの低減や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持、修繕及び改築を実施していきます。また、これらの実施に当たっては、国庫補助金を確保することにより基準外繰入金削減に努めます。

ただし、本事業は、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、基準外繰入金削減のための使用料改定を実施します。

具体的には、令和2年4月の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年度4月及び令和11年度4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	施設が比較的新しいため現時点で大きな改良の必要はありませんが、一部、耐用年数の短い機械・電気設備の更新等を令和5年度から実施しています。なお、実施に当たっては、最適整備構想に基づき、下水道施設のライフサイクルコストの低減や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持、修繕及び改築を実施していきます。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【西山処理区】

西山処理区は平成9年11月に供用を開始しており、施設が比較的新しいため現時点で大きな改良の必要はありませんが、一部、耐用年数の短い機械・電気設備の更新等が必要であり、それらを令和11年度に実施する予定です。

（単位：千円／税込み）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合 計
処理場施設更新										4,859	4,859
マンホールポンプ更新										583	583
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,442	5,442

【南部処理区】

南部処理区は平成15年5月に供用を開始しており、施設が比較的新しいため現時点で大きな改良の必要はありませんが、一部、耐用年数の短い機械・電気設備の更新等が必要であり、それらを令和4年度以降に実施する予定です。

（単位：千円／税込み）

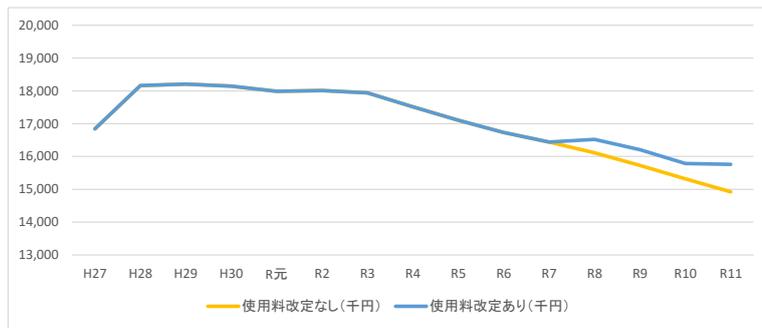
区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合 計
処理場施設更新			7,975	972	972	972	972	972	972	9,719	23,526
マンホールポンプ更新				10,593						2,916	13,509
合 計	0	0	7,975	11,565	972	972	972	972	972	12,635	37,035

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<p>更新事業の実施に当たっては、国庫補助金を確保することにより基準外繰入金の削減に努めます。</p> <p>ただし、本事業は、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、基準外繰入金削減のための使用料改定を実施します。</p> <p>具体的には、令和2年4月の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【使用料について】

- ・本事業は、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、使用料改定により、少しでも基準外繰入金の削減を図る必要があります。
- ・よって、令和2年4月の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。

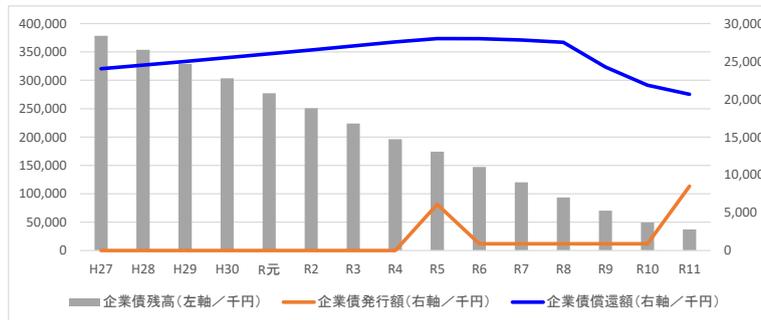


【国庫補助金について】

- ・令和4年度以降の更新事業の実施に当たっては、農林水産省の最適整備構想に基づく「農山漁村地域整備交付金事業」による国庫補助金を、事業費の1/2程度見込んでいます。

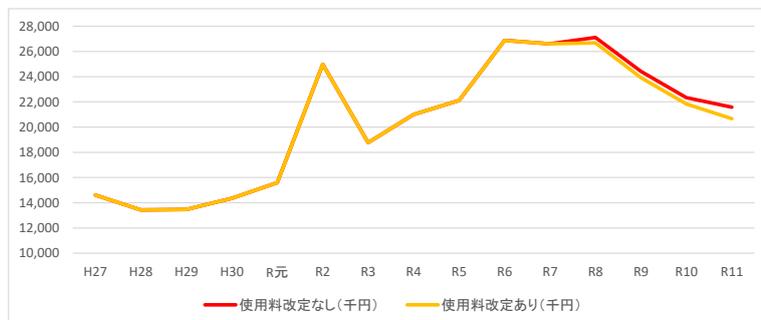
【企業債について】

- ・令和5年度以降の更新事業の実施に当たっては、企業債発行額を最小限に抑制することにより、企業債残高の更なる削減を目指します。
- ・計画期間中に、合計19,100千円の借入をしますが、同期間中に335,779千円の償還をするため、計画終期（令和11年度）の企業債残高は37,156千円となり、これは、令和元年度末残高（277,344千円）に対し、240,188千円、86.6%の減となります。



【基準外繰入金について】

- ・最適整備構想に基づく国庫補助金の確保と、企業債発行額の抑制の効果により、使用料改定を実施しなかったとしても、令和10年度頃には元利償還金の減少とともに基準外繰入金も減少し、計画期間終期の令和11年度には21,582千円になります。
- ・ただし、依然として基準外繰入金に依存している状況に変わりはないため、使用料改定により、少しでもその規模の縮小を図る必要があります。使用料改定を実施した場合、令和11年度の基準外繰入金は20,672千円となり、使用料改定を実施しなかった場合と比べ、△910千円、△4.2%縮小できます。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【委託料について】

- ・毎年業務量の変化しない委託業務については、令和4年度実績と同水準で推移するとしています。
- ・都度対応していくもの（下水管清掃等）、毎年変動するもの（汚泥の処分等）についても、計上額が比較的小額であることから、原則、令和4年度実績と同水準で推移するとしています。

【修繕費について】

- ・①に掲げる更新計画をもとに、必要な更新と維持補修を適切に組み合わせ資産管理していくことを念頭に計画期間中の修繕計画を作成し、これをもとに経費計上しています。

（単位：千円／税抜き）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合 計
西山処理区修繕費	894			643	643	643	643	643	643	643	5,395
南部処理区修繕費	1,858	161	151	2,891	2,891	2,891	2,891	3,028	3,262	3,262	23,286
その他修繕費											0
合 計	2,752	161	151	3,534	3,534	3,534	3,534	3,671	3,905	3,905	28,681

【動力費について】

- ・2（2）で推計した年間総有収水量に、令和5年度から契約を開始する電気料金の単価を乗じて算出しています。（本事業の料金体系は人頭制のため、年間総有収水量＝年間総処理水量となります。）

【人件費について】

- ・職員1名分について、直近3か年の平均で算出しています。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	総務省等通知にもとづき、持続可能な下水道運営に向け、令和4年に県が策定した「広域化・共同化計画」について、今後の取り組みや市の方針を示しました。
投資の平準化に関する事項	令和元年度に策定した最適整備構想においては、目標耐用年数の再設定を行い、既存施設の長寿命化や、改築と修繕を交えた更新基準の見直しにより、更新投資の低減を図りました。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	料金関係業務以外の分野において、民間の資金・ノウハウ等の活用予定はありません。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	今回の経営戦略計画期間後の令和12年度以降も、随時、施設の更新等を予定していますが、その際にも、次期経営戦略の策定を通して、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、戦略的な維持、修繕及び改築を行っていく必要があります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	料金関係業務以外の分野において、民間の資金・ノウハウ等の活用予定はありません。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	燃料費の高騰に伴う動力費の高騰については、社会全体の動向に注意しながら、経営状況を検討していく必要があります。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項</p>	<p>今後はPDCAサイクルにより上記の取組みに対する進捗状況を確認し、計画との乖離が著しい場合にはその原因調査と対策を図ります。また、公営企業等審議会を通じて使用料水準や投資・財政計画の妥当性を評価し、経営戦略の充実を図ります。</p>
	<p>【第1回改定（令和元年度）の概要】</p> <p>本市水道部所管の他事業（水道事業等）の経営戦略の策定に併せて、令和2年度以降を法適用企業としてのものに変換のうえ時点修正（最新化）するとともに、本格的な経営健全化策として使用料改定を盛り込んだものに改定しました。</p> <p>また、改定に際して、水道事業等の経営戦略計画期間（令和2～11年度）と終期を揃え、計画期間を平成29～令和11年度の13カ年に延長しています。</p>
	<p>【第2回改定（令和5年度）の概要】</p> <p>主に、次の5項目に重点を置いて、時点修正（最新化）を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 令和2年度の地方公営企業法の適用以降、現在に至るまでの実態（経理手法等）の反映 2) 直近の動向から見る、最新の人口・世帯数・水需要等の動態予測を反映した料金・使用料収入の再算定 3) 今後の水需要等の減少傾向と、施設の更新需要の増加傾向を比較衡量の上、リスク分析に基づく現有施設の有効活用・延命化も視野に入れた、建設改良計画の見直し 4) 収支に関しては、令和4年度までの実績を加味した上で、物価上昇等を考慮した動力費（電気料金）をはじめとする維持管理費の上昇傾向等の反映 5) 上記全てを反映した上で、「事業の持続可能性」と「経営の健全性」を両立させるための経営健全化策（支出抑制や使用料改定等）の再検討 <p>なお、使用料改定に関し、改定前の経営戦略においては、令和2年4月を1回目として、その3年後の令和5年4月に2回目、その3年後の令和8年4月に3回目の使用料改定を実施することとしていましたが、昨今の原油価格などの物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、2回目以降の使用料改定に関しては、当分の間延期します。</p> <p>ただし、経営戦略の計画期間内に、本事業が「経営の基本方針」に掲げる目標（基準外繰入金金の削減）を達成するためには、計画の最終年度である令和11年度までに予定している使用料改定を実施することが不可欠であり、当初の予定通り2回に分けて実施するとした場合、最大限延期したとしても、令和8年4月に2回目、その3年後の令和11年4月に3回目の使用料改定を実施する必要がありますので、その時点での状況次第ではありますが、ひとまず、今回改定いたします経営戦略においては、その旨を反映しています。</p>

経営比較分析表（令和3年度決算）

岐阜県 大垣市

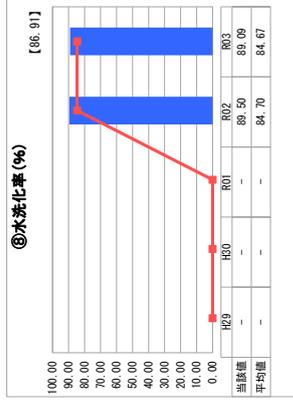
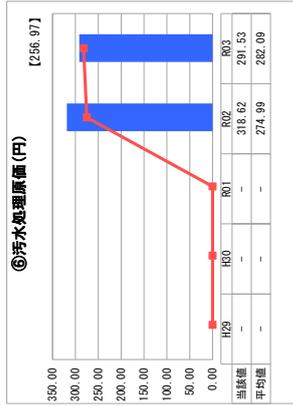
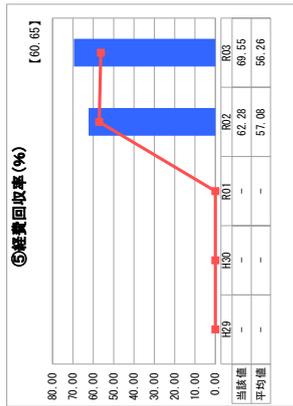
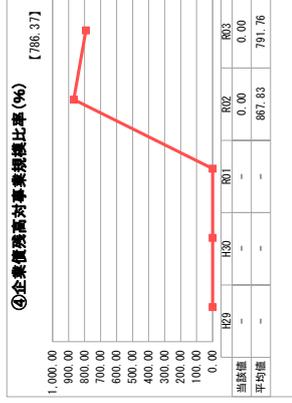
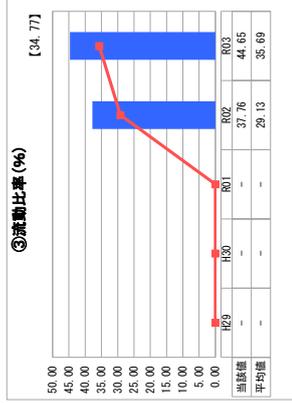
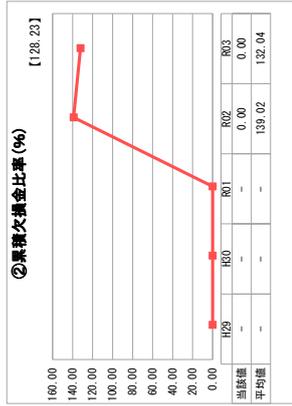
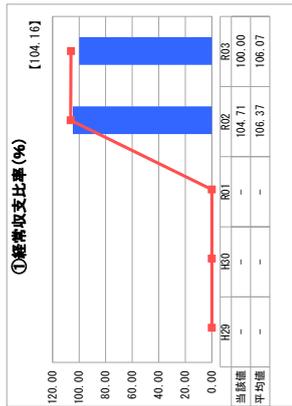
業務名 法適用	業種名 下水道事業	類似団体区分 F2	管理者の情報 非設置	人口(人) 159,894	面積(km ²) 206.57	人口密度(人/km ²) 774.04
資金不足比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり変動料金(円)	処理区域内人口(人) 981	処理区域面積(km ²) 0.63	処理区域内人口密度(人/km ²) 1,557.14
-	0.62	100.00	4,720			
	76.89					

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



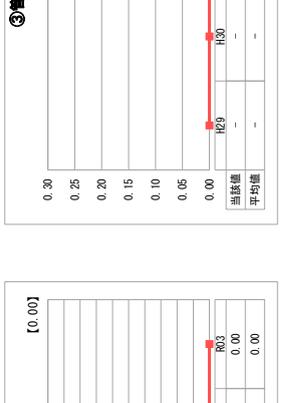
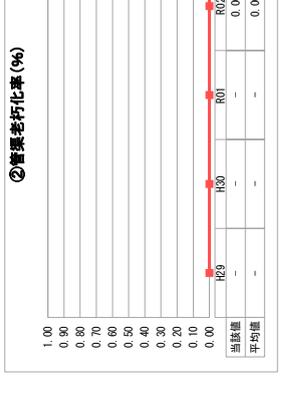
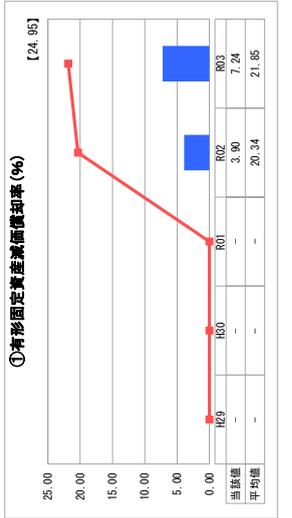
分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
令和2年度に地方公営企業法を適用したため、令和元年度以前の数値は全0となっている。経常収支比率は100%であり、収支均衡ではあるものの、中期前受金戻入を除く収益の6割以上を一般会計繰入金に依存しており、その内の基準外繰入金(使用料等の事業収入を除く)は、令和2年度に財源不足を補填するための公費)は、令和2年度に使用料不足を補填するための依然存在している。経費回収率は類似団体と比較して優位であるものの、使用料収入では汚水処理費が揃っていない状況である。汚水処理原価は前年度と比較し改善しているが、類似団体と比較して劣位であり、近年の有収率の減少傾向が影響している。排水性委員の運行による水需要の低下等に起因する有収水量の減少は、施設利用率の低下の一因でもあり、類似団体と比べ劣位となっている。最大稼働率も49%と半分程度は、南都浄化センターが利用率38%、西山浄化センターが40%であり、どちらも類似団体と比較して劣位となっている。水洗化率は、類似団体と比較して優位であるが、整備完了済みであるため、更なる普及活動の実施により、水洗化率の向上を目指す。

2. 老朽化の状況について
本事業は、南都処理区及び西山処理区の2つの処理区で構成されている。有形固定資産減価償却率は類似団体と比較し低いのが、これは令和2年度の地方公営企業法の適用から減価償却累計額を計上しているため、鳥かげ上低くなっていることに加え、平成9年(西山処理区)及び平成15年(南都処理区)に供用を開始しており、償却残価残高が比較的新しいことによるものである。償却残価残高の新しいことは、管線老朽化率及び管線改善率が0%となっていることからも見て取れる。機械・電気設備の一部が今後は、耐用年数の短い機械・電気設備の一部が更新時期を迎えるが、それに対しては、予防保全型の管理を行うことで機能停止や事故を未然に防止し、ライフサイクルコストの最小化を図る予定である。

全体総括
本事業では、令和2年度に下水道使用料の改定を実施し、経営基盤の強化を図ったところである。今後とも、更なる普及活動の実施による水洗化率の向上に注力し、有収水量や施設利用率の向上を目指していく。平成28年度に策定、令和5年度に改定した今後13年間の経営の基本計画である経営戦略に基づいた運営を行っている。一定期間ごとに本格的な改定やストックマネジメント、料金体系の見直しを行うことで、一般会計からの繰入金の前減に努めていく。

2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「管線老朽化率」については、法非適用企業では算出できません。法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R元				
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)				
収益的収入	1 総収入	66,272	66,786	67,129	67,540	69,537				
	(1) 営業収入	18,170	19,611	19,683	19,547	19,473				
	了料金収入	18,160	19,604	19,677	19,536	19,470				
	イ受託工事収入									
	ウその他	10	7	6	11	3				
	(2) 営業外収入	48,102	47,175	47,446	47,993	50,064				
	了他会計繰入金	48,102	47,171	47,442	47,989	50,061				
	イその他		4	4	4	3				
	2 総費用	42,493	42,274	42,131	42,397	43,461				
	(1) 営業費用	33,508	33,696	33,912	34,590	36,212				
了職員給与	5,565	5,810	6,073	6,231	6,334					
うち退職手当										
イその他	27,943	27,886	27,839	28,359	29,878					
(2) 営業外費用	8,985	8,578	8,219	7,807	7,249					
ア支払利息	7,601	7,126	6,641	6,145	5,639					
うち一時借入金利息										
イその他	1,384	1,452	1,578	1,662	1,610					
3 収支差引	(A)-(D)	23,779	24,512	24,998	25,143	26,076				
資本的収入	1 資本的収入	370	100	100	4,251	3,252				
	(1) 地方債									
	うち資本費平準化債									
	他会計補助金		100	100	296	194				
	(3) 他会計借入金									
	(4) 固定資産売却代金									
	(5) 国(都道府県)補助金				3,605	3,058				
	(6) 工事負担金	370			350					
	(7) その他									
	2 資本的支出	(G)	24,149	24,612	25,098	29,394	29,252			
(1) 建設改良費	112	100	100	3,901	3,252					
うち職員給与										
(2) 地方債還金	24,037	24,512	24,998	25,493	26,000					
(3) 他会計長期借入金返還金										
(4) 他会計への繰出金										
(5) その他										
3 収支差引	(F)-(G)	△ 23,779	△ 24,512	△ 24,998	△ 25,143	△ 26,000				

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R元 (決算)				
収支再差引	(E)+(I)	(J)				76				
積立金	(K)									
前年度からの繰越金	(L)									
前年度繰上充用金	(M)									
形式収支	(I)-(K)+(L)-(M)	(N)				76				
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)					76				
実質収支	赤字	(P)								
(N)-(O)	赤字	(Q)								
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$									
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	99.6	100.0	100.0	99.5	100.1				
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の	(R)									
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	18,170	19,611	19,683	19,547	19,473				
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$									
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)									
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)									
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	18,170	19,611	19,683	19,547	19,473				
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$									
他会計借入金	高									
他会計借入金	高									
他会計借入金	高	378,347	353,835	328,837	303,344	277,344				
○他会計繰入金										
区分	年度	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R元 (決算)				
収益的収支分		48,102	47,171	47,442	47,989	50,061				
うち基準内繰入金		33,492	33,740	33,978	33,634	34,478				
うち基準外繰入金		14,610	13,431	13,464	14,355	15,583				
資本的収支分			100	100	296	194				
うち基準内繰入金			100	100	100	180				
うち基準外繰入金					196	14				
合計		48,102	47,271	47,542	48,285	50,255				

(単位:千円)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分	年 度	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収 益 的 収 入	1. 営業収益	18,017	17,945	17,517	17,110	16,734	16,443	16,527	16,210	15,791	15,764
	(1) 料 金 事 業 収 益	18,013	17,941	17,514	17,106	16,731	16,440	16,523	16,207	15,788	15,761
	(2) 受 託 工 事 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 入	(3) そ の 他	4	4	3	4	3	3	4	3	3	3
	2. 営業外収益	64,097	49,837	48,195	57,408	48,976	47,148	46,340	45,855	45,555	45,593
	(1) 補助金	14,445	7,296	4,887	13,467	12,835	12,517	12,451	12,707	13,016	13,595
収 益 的 収 入	(2) 他会計補助金	14,445	7,296	4,887	13,467	12,835	12,517	12,451	12,707	13,016	13,595
	(3) その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長期前受金の収入	25,408	21,592	21,517	21,362	19,093	18,350	18,372	18,368	18,218	18,106
収 益 的 収 入	(3) その他収入	24,244	20,949	21,791	22,579	17,048	16,281	15,517	14,780	14,321	13,992
	1. 営業費用	82,114	67,782	65,712	74,518	65,710	63,591	62,867	62,065	61,346	61,357
	(1) 職員給与	71,794	62,443	60,841	69,410	61,585	60,011	59,840	59,505	59,181	58,760
収 益 的 収 入	(2) 役員報酬	7,319	7,395	4,839	6,251	6,251	5,869	6,213	6,111	6,064	6,129
	(3) 退職給付	3,547	3,690	2,486	3,241	3,139	2,955	3,112	3,069	3,045	3,075
	その他	504	413	0	306	240	182	242	221	215	226
収 益 的 収 入	(3) その他	3,268	3,292	2,353	2,972	2,872	2,732	2,859	2,821	2,804	2,828
	経費	21,835	18,516	19,842	26,895	23,000	22,950	22,722	22,634	22,594	22,278
	(1) 動力	1,975	2,074	3,787	4,096	4,022	3,943	3,824	3,741	3,646	3,555
収 益 的 収 入	(2) 修繕費	2,752	161	151	3,534	3,534	3,534	3,533	3,671	3,905	3,905
	(3) 材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	17,108	16,265	15,904	19,265	15,444	15,473	15,365	15,222	15,043	14,818
収 益 的 収 入	(3) 減価償却費	42,640	36,532	36,160	35,996	32,334	31,192	30,905	30,760	30,523	30,353
	2. 営業外費用	6,624	5,339	4,871	5,104	4,116	3,572	3,018	2,551	2,161	2,594
	(1) 支払利息	5,122	4,595	4,056	3,506	2,995	2,455	1,925	1,437	1,018	642
収 益 的 収 入	(2) その他	1,502	744	815	1,598	1,121	1,117	1,093	1,114	1,143	1,952
	支 出	78,418	67,782	65,712	74,514	65,701	63,583	62,858	62,056	61,342	61,354
	(E) 常 常 損 益	3,696	0	0	4	9	8	9	9	4	3
特 殊 損 失	(F) 特 別 損 失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(G) 特 別 損 失	3,693	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(H) 特 別 損 失	△ 3,693	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流 入	当 年 度 純 利 益 (又は純損失)	0	0	0	4	9	8	9	9	4	3
	繰 越 利 益 剰 余 金 又は 繰 越 欠 損 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流 入	14,129	19,855	14,431	16,383	17,115	16,520	16,734	17,174	17,199	19,023
流 出	う ち 未 収 金	961	812	981	882	657	624	602	584	566	994
	う ち 未 収 債 権	37,336	44,301	41,579	43,294	43,633	42,557	39,287	37,090	35,719	27,672
	う ち 建 設 改 良 費 分	27,044	27,582	28,015	28,014	27,837	27,521	24,268	21,842	20,650	10,998
流 出	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 未 払 金	4,019	2,638	2,103	4,675	3,746	3,664	3,677	3,660	3,635	5,219
	累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/(A)-(B) × 100)										
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額	(L) 地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額										
	(M) 地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額	18,017	17,945	17,517	17,110	16,734	16,443	16,527	16,210	15,791	15,764
	(N) 地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額										
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額	(O) 健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額										
	(P) 健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額										
	(Q) 健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額										
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 則 業 務 の 規 則 業 務 資 金 不 足 比 率	(R) 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 則 業 務 の 規 則 業 務 資 金 不 足 比 率										
	(S) 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 則 業 務 の 規 則 業 務 資 金 不 足 比 率	18,017	17,945	17,517	17,110	16,734	16,443	16,527	16,210	15,791	15,764
	(T) 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 則 業 務 の 規 則 業 務 資 金 不 足 比 率										

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区	分	年	度	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
資本的 収入	資本的 収入	資本的 収入	1. 企業 うち資本費平準化債 償	0	0	0	6,100	900	900	900	900	900	8,500		
			2. 他会計出資金	10,537	11,470	16,108	8,641	14,037	14,090	14,224	11,205	8,819	7,078	0	
			3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			6. 国(都道府県)補助金	0	683	3,492	4,811	0	0	0	0	0	0	0	8,553
			7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			8. 工事負担金	0	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的 支出	資本的 支出	資本的 支出	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額	10,537	12,503	19,600	19,552	14,937	14,990	15,124	12,105	9,719	24,131		
			(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的 収入	資本的 収入	資本的 収入	純計 (A)-(B) (C)	10,537	12,503	19,600	19,552	14,937	14,990	15,124	12,105	9,719	24,131		
			うち建設改良費	1,767	1,365	7,975	11,565	972	972	972	972	972	972	18,077	
			うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			2. 企業償還金	26,516	27,044	27,582	28,015	28,013	27,838	27,521	24,267	21,841	20,650	20,650	
			3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的 支出	資本的 支出	資本的 支出	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			計 (D)	28,283	28,409	35,557	39,580	28,985	28,810	28,520	25,239	22,813	38,727		
			資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)	17,746	15,906	15,957	20,028	14,048	13,820	13,396	13,134	13,094	14,596		
補填 財源	補填 財源	補填 財源	1. 損益勘定留保資金	17,586	14,255	15,547	19,414	13,960	13,727	13,297	13,038	12,997	13,721		
			2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			4. その他	160	1,651	410	614	88	93	99	96	97	875		
補填 財源	補填 財源	補填 財源	計 (F)	17,746	15,906	15,957	20,028	14,048	13,820	13,396	13,134	13,094	14,596		
			補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業 債	250,828	223,784	196,202	174,287	147,173	120,236	93,616	70,248	49,306	37,156					

(単位:千円)

区	分	年	度	R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益的 収支分	収益的 収支分	収益的 収支分	うち基準内繰入金	38,669	27,775	24,336	36,042	29,879	28,794	27,965	27,483	27,334	27,484
			うち基準外繰入金	24,224	20,479	19,450	22,575	17,044	16,277	15,514	14,776	14,318	13,889
			計	14,445	7,296	4,886	13,467	12,835	12,517	12,451	12,707	13,016	13,595
資本的 収支分	資本的 収支分	資本的 収支分	うち基準内繰入金	10,537	11,470	16,108	8,641	14,037	14,090	14,224	11,205	8,819	7,078
			うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	10,537	11,470	16,108	8,641	14,037	14,090	14,224	11,205	8,819	7,078
合 計	合 計	合 計	うち基準内繰入金	10,537	11,470	16,108	8,641	14,037	14,090	14,224	11,205	8,819	7,078
			うち基準外繰入金	49,206	39,245	40,444	44,683	43,916	42,884	42,189	38,688	36,153	34,562

○他会計繰入金

原価計算表

供用開始年月日 平成9年4月1日
 処理区域内人口 962人
 計算期間 自令和2年4月
 至令和7年3月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	17,514	17,461		17,461
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	2	3		3
合 計	17,516	17,464	0	17,464

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費			
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	修繕費	0	411	0
	材 料 費	0	3	0
	路面復旧費	0	14	0
	委託料	1,031	1,040	0
そ の 他	806	747	0	
小 計	1,837	2,215	0	2,215
ポンプ場費	人件費			
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動力費	0	0	0
	修繕費	0	0	0
	材 料 費	0	0	0
	薬品費	0	0	0
委託料	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費			
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動力費	3,185	2,647	0
	修繕費	151	1,615	0
	材 料 費	0	0	0
	薬品費	251	245	0
委託料	12,847	13,004	487	
そ の 他	302	274	125	
小 計	16,736	17,785	612	17,173
一般管理費	人件費			
	給 料	2,486	3,220	0
	諸 手 当	1,193	1,621	0
	福 利 費	839	890	0
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
	委託料	591	596	0
そ の 他	554	1,070	0	
小 計	5,663	7,397	0	7,397

資本費	支 払 利 息	4,056	4,055	4,055	0
	減 価 償 却 費	36,160	36,732	36,732	0
	企 業 債 取 扱 諸 費	454	1,088	1,088	0
小	計	40,670	41,875	41,875	0
合	計 (Y)	64,906	69,272	42,487	26,785

資 産 維 持 費 (Z)	115
使用料対象経費 (Y) + (Z)	26,900

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 64.9\%$$

<使用料水準についての説明>

収支計画における算定期間では、使用料収入以外の繰入金等の営業外収益により、収支は黒字が見込まれていますが、上記算定の結果、使用料では対象経費の64.9%しか賄えておらず、補てんする財源のほとんどを基準外繰入金に依存している状況です。

本経営戦略でお示したとおり、本事業は従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、使用料改定により、少しでも基準外繰入金の削減を図る必要があります。そのため、段階的な使用料改定として、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で6.1%）の使用料改定を実施する予定です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

大垣市小規模集合排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 大垣市

事 業 名 : 大垣市小規模集合排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

改 定 日 : 令和 5 年 12 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (20年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法全部適用
処理区域内人口密度 (令和5年3月31日現在)	19.0人/ha	流域下水道等への接続の 有無	無
処理区数	1(平井処理区)		
処理場数	1(平井処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方 (1か月分/税抜)	基本使用料	加算使用料
		2,262円
業務用使用料体系の 概要・考え方 (1か月分/税抜)	基本使用料	加算使用料
	3,393円	水道使用量1m ³ あたり112円
その他の使用料体系の 概要・考え方	検針・請求は2か月に一度行い、請求額は10円未満切捨て。	

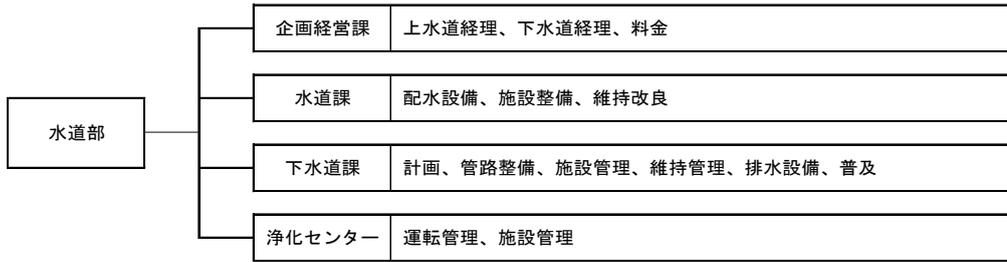
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり・税込) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,720円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり・税込) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,414円
	令和3年度	4,720円		令和3年度	3,041円
	令和2年度	4,720円		令和2年度	2,842円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

(単位：人)

区分	企画経営課	水道課	下水道課	浄化センター	合計
61歳～	0	3	0	1	4
51～60歳	2	10	8	5	25
41～50歳	4	3	3	2	12
31～40歳	3	6	5	2	16
～30歳	1	0	3	0	4
合計	10	22	19	10	61

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	料金関係業務全般を、水道事業に委託し、スケールメリットを生かした経費節減を図っていますが、受託先の水道事業においては、窓口・検針・開閉栓・徴収・滞納整理業務等を民間に委託し、人件費の削減を図るとともに、民間のノウハウを活用しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用*4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	無
	イ 土地・施設等利用*5 (未利用土地・施設の活用等)	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙のとおり

ただし、最新のものとして、令和3年度決算分となります。

2. 将来の事業環境

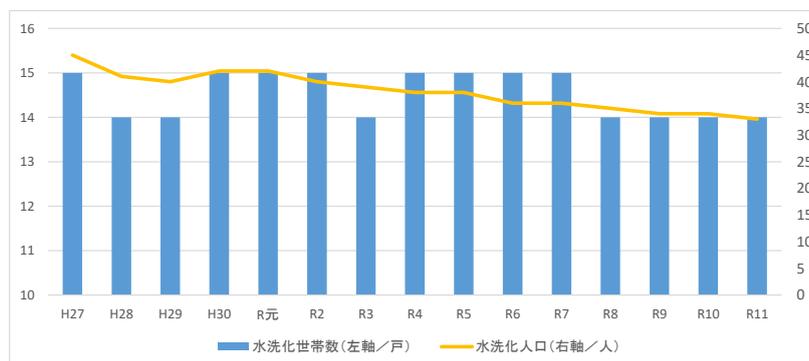
(1) 処理区域内人口・世帯数及び水洗化人口・世帯数の予測

① 推計にあたっての基本方針

- ・行政区域内人口について、大垣市人口ビジョンに示される目標数値を基本に、より厳しく見積もった数値(「国立社会保障・人口問題研究所」による大垣市の人口推計(H30.3月)及び岐阜県世帯数推計(H31.4月)をもとに、直近の実績を加味した独自の推計値)を用いました。

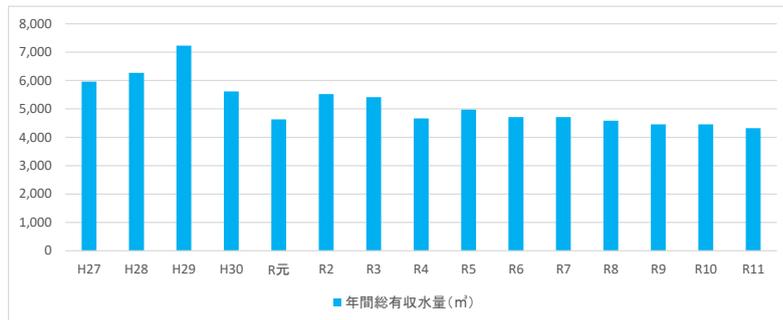
② 推計結果

- ・令和11年度末時点で市全体の人口を152,036人(令和元年度末比 Δ9,087人、Δ5.6%)と見込みました。なお、近年の実績を鑑み、上石津地域は大垣・墨俣地域と比較してより急速に人口減少していくものとし、令和11年度末時点で4,308人(令和元年度末比 Δ1,031人、Δ19.3%)と見込みました。
- ・令和11年度末時点で市全体の世帯数を70,556戸(令和元年度末比 +3,466戸、+5.2%)と見込みました。なお、上石津地域は、令和11年度末時点で1,818戸(令和元年度末比 Δ191戸、Δ9.5%)と見込みました。
- ・上石津地域は、普及率がほぼ100%であるため、上記の行政区域内人口・世帯数=処理区域内人口・世帯数とし、この見込みをもとに水洗化人口・世帯数を算出しています。
- ・結果、令和11年度末の水洗化人口は33人(令和元年度末比 Δ9人、Δ21.4%)、水洗化世帯数は14戸(令和元年度末比 Δ1戸、Δ6.7%)と見込みました。
- ・令和4年度までの実績をもとに、水洗化人口及び世帯数の推計を見直した結果、令和11年度までの水洗化世帯数の推移は概ね当初計画値と同程度(当初計画令和元年度末比: Δ0世帯 → 改定計画令和元年度末比: Δ1世帯)となりましたが、水洗化人口は令和4年度までの実績値が当初計画値を下回っている(R4当初計画値: 42人 → R4実績値: 38人、Δ4人、Δ9.5%)こともあり、令和5年度以降の計画値を、近年の人口減少傾向も加味し、相応に下方修正(R11当初計画値: 42人 → R11改定計画値: 33人、Δ9人、Δ21.4%)しています。



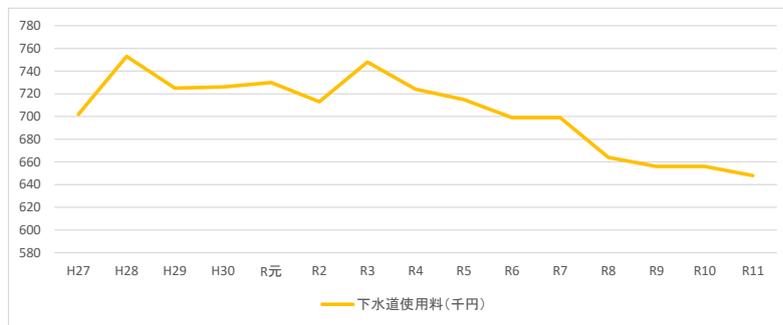
(2) 有収水量の予測

- ・(1)で求めた水洗化人口・世帯数に、処理区ごとの令和3、4年度平均一人当たり年間有収水量を乗じて、年間総有収水量を推計しました。
- ・結果、令和11年度の年間総有収水量を4,322㎡(令和元年度比△309㎡、△7.1%)と見込みました。
- ・なお、当初計画と比較した場合、一人当たり年間有収水量の減少により、令和5年度以降の計画値を下方修正(R11当初計画値:5,618㎡→R11改定計画値:4,322㎡、△1,296㎡、△23.1%)しています。



(3) 使用料収入の見通し

- ・本事業の料金体系は人頭制のため、(1)で求めた水洗化人口・世帯数をもとに使用料収入の見通しを立てています。
- ・結果、令和11年度の使用料収入は、648千円(税抜き、令和元年度比△70千円、△9.8%)となりました。
- ・平成28年度に平均改定率9.8%、令和2年度に平均改定率3.0%の使用料改定を実施しているものの、上石津地域の人口減少の影響で使用料収入は徐々に減少していき、令和3年度にピークを迎えた後は令和11年度までに15%程度減少することが予想されます。



(4) 施設の見通し

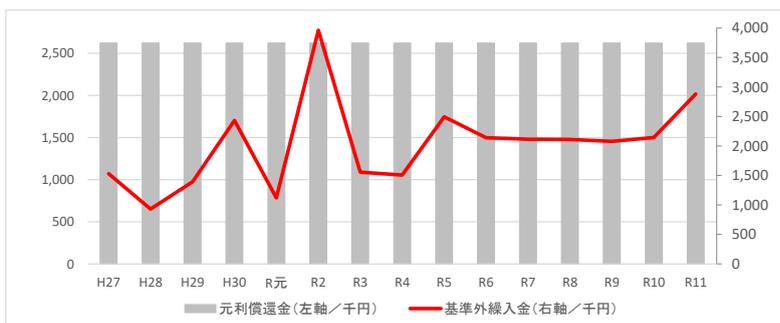
- ・平井処理場は、平成15年5月に供用を開始していますが、施設が小規模なうえ比較的新しいため、現時点で大きな改良の必要はありません。

(5) 組織の見通し

- ・水道部所管事業のうち水道事業以外の5事業が、令和2年4月に地方公営企業法を全部適用し法適用企業となることを機に、より効率的で機能的な業務体制の確立を図るため、水道課所管であった上下水道の経理、料金の事務を担う企画経営課を設置しました。

(6) 元利償還金、基準外繰入金の見通し

- ・過去の企業債の借入に伴う元利償還金は、計画期間を通して2,620千円で推移します。
- ・本事業は、従前より事業費の大半を一般会計繰入金で賄っている状況であり、基準外繰入金も使用料収入以上の規模となっています。
- ・なおかつ、法適用後の令和2年度以降は、分流式下水道等に要する経費の算定方法が法適用に伴い変更され、資本費が元金ベースから減価償却費ベースになったことにより基準内繰入金が増加し、結果、基準外繰入金が増加しています。
- ・また、令和6年度以降は、平井処理場の減価償却がほぼ完了することにより、基準内繰入金(分流式下水道等に要する経費)が減少するため、ここでも、基準外繰入金が増加します。



3. 経営の基本方針

大垣市小規模集合排水処理事業は、河川等の水質悪化を防止し、上石津地域の豊かな自然環境を維持するため、長期的な視野に立って、徹底した経営の効率化・健全化に取り組んでいきます。

ただし、本事業は、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、基準外繰入金削減のための使用料改定を実施します。

具体的には、令和2年4月の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年度4月及び令和11年度4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画） : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

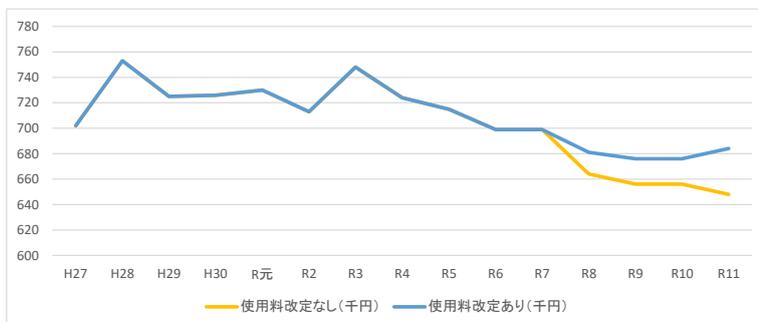
目標	施設が小規模なうえ比較的新しいため、現時点で大きな改良の必要はありませんが、今後とも長期的な視野に立って、徹底した経営の効率化・健全化に取り組んでいきます。
----	--------------------------------------------------------------------------------

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<p>本事業は、従前より事業費の大半を一般会計繰入金で賄っている状況であるため、基準外繰入金削減のための使用料改定を実施します。</p> <p>具体的には、令和2年4月の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

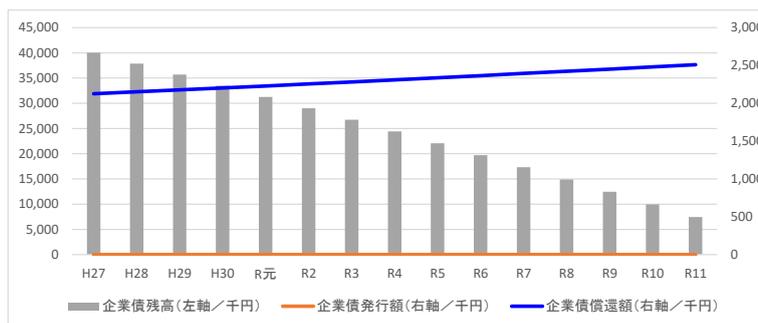
【使用料について】

- ・本事業は、従前より事業費の大半を一般会計繰入金で賄っている状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなるのが確実であるため、使用料改定により、少しでも基準外繰入金の削減を図る必要があります。
- ・よって、令和2年4月の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。



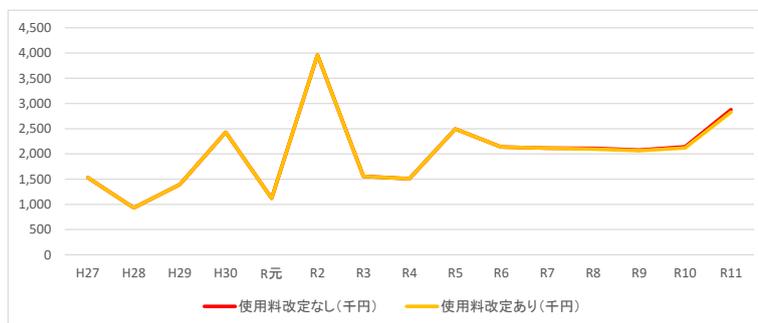
【企業債について】

- ・本計画期間中は大きな改良は発生しない見込みですので、新規借り入れの予定はありません。
- ・なお、計画期間中に30,416千円の償還をするため、計画終期（令和11年度）の企業債残高は7,454千円となり、これは、令和元年度末残高（31,261千円）に対し、23,807千円、76.2%の減となります。



【基準外繰入金について】

- ・本事業は、従来より事業費の大半を一般会計繰入金で賄っている状況であり、基準外繰入金も使用料収入以上の規模となっています。
- ・使用料改定を実施しなかった場合、計画期間終期の令和11年度の基準外繰入金は2,879千円の見込みであり、使用料改定により、少しでもその規模の縮小を図る必要があります。
- ・使用料改定を実施した場合、令和11年度の基準外繰入金は2,829千円となり、使用料改定を実施しなかった場合と比べ、△50千円、△1.7%縮小できます。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【委託料について】
 ・毎年業務量の変化しない委託業務については、令和4年度実績と同水準で推移するとしています。
 ・都度対応していくもの（下水管清掃等）、毎年変動するもの（汚泥の処分等）についても、計上額が比較的小額であることから、原則、令和4年度実績と同水準で推移するとしています。

【修繕費について】
 ・必要な更新と維持補修を適切に組み合わせ資産管理していくことを念頭に計画期間中の修繕計画を作成し、これをもとに経費計上しています。

（単位：千円／税抜き）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合 計
平井処理区修繕費				981	981	1,042	981	981	1,042	981	6,989
その他修繕費											
合 計	0	0	0	981	981	1,042	981	981	1,042	981	6,989

【動力費について】
 ・2（2）で推計した年間総有収水量に、令和2年度から令和4年度までの実績単価の平均を乗じて計上しています。
 （本事業の料金体系は人頭制のため、年間総有収水量＝年間総処理水量となります。）

【人件費について】
 ・本事業に職員給与費の計上はありません。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	総務省等通知にもとづき、持続可能な下水道運営に向け、令和4年に県が策定した「広域化・共同化計画」について、今後の取り組みや市の方針を示しました。
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	料金関係業務以外の分野において、民間の資金・ノウハウ等の活用予定はありません。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	今回の経営戦略計画期間後の令和12年度以降は、一部、耐用年数の短い機械・電気設備の更新等が必要になる見込みですが、その際には、次期経営戦略の策定を通して、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、戦略的な維持、修繕及び改築を行っていく必要があります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	料金関係業務以外の分野において、民間の資金・ノウハウ等の活用予定はありません。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	燃料費の高騰に伴う動力費の高騰については、社会全体の動向に注意しながら、経営状況を検討していく必要があります。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項</p>	<p>今後はPDCAサイクルにより上記の取組みに対する進捗状況を確認し、計画との乖離が著しい場合にはその原因調査と対策を図ります。また、公営企業等審議会を通じて使用料水準や投資・財政計画の妥当性を評価し、経営戦略の充実を図ります。</p>
	<p>【第1回改定（令和元年度）の概要】</p> <p>本市水道部所管の他事業（水道事業等）の経営戦略の策定に併せて、令和2年度以降を法適用企業としてのもに交換のうえ時点修正（最新化）するとともに、本格的な経営健全化策として使用料改定を盛り込んだものに改定しました。</p> <p>また、改定に際して、水道事業等の経営戦略計画期間（令和2～11年度）と終期を揃え、計画期間を平成29～令和11年度の13カ年に延長しています。</p>
	<p>【第2回改定（令和5年度）の概要】</p> <p>主に、次の5項目に重点を置いて、時点修正（最新化）を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 令和2年度の地方公営企業法の適用以降、現在に至るまでの実態（経理手法等）の反映 2) 直近の動向から見る、最新の人口・世帯数・水需要等の動態予測を反映した料金・使用料収入の再算定 3) 今後の水需要等の減少傾向と、施設の更新需要の増加傾向を比較衡量の上、リスク分析に基づく現有施設の有効活用・延命化も視野に入れた、建設改良計画の見直し 4) 収支に関しては、令和4年度までの実績を加味した上で、物価上昇等を考慮した動力費（電気料金）をはじめとする維持管理費の上昇傾向等の反映 5) 上記全てを反映した上で、「事業の持続可能性」と「経営の健全性」を両立させるための経営健全化策（支出抑制や使用料改定等）の再検討 <p>なお、使用料改定に関し、改定前の経営戦略においては、令和2年4月を1回目として、その3年後の令和5年4月に2回目、その3年後の令和8年4月に3回目の使用料改定を実施することとしていましたが、昨今の原油価格などの物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、2回目以降の使用料改定に関しては、当分の間延期します。</p> <p>ただし、経営戦略の計画期間内に、本事業が「経営の基本方針」に掲げる目標（基準外繰入金金の削減）を達成するためには、計画の最終年度である令和11年度までに予定している使用料改定を実施することが不可欠であり、当初の予定通り2回に分けて実施するとした場合、最大限延期したとしても、令和8年4月に2回目、その3年後の令和11年4月に3回目の使用料改定を実施する必要がありますので、その時点での状況次第ではありますが、ひとまず、今回改定いたします経営戦略においては、その旨を反映しています。</p>

経営比較分析表（令和3年度決算）

岐阜県 大垣市

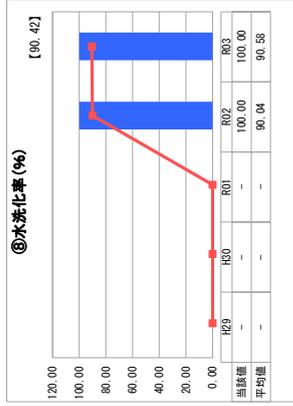
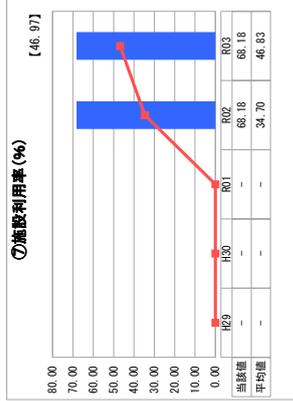
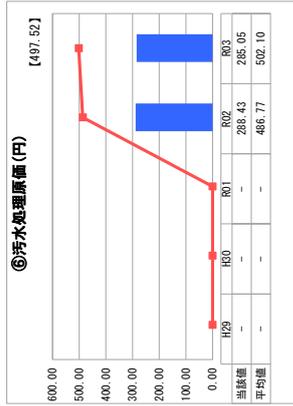
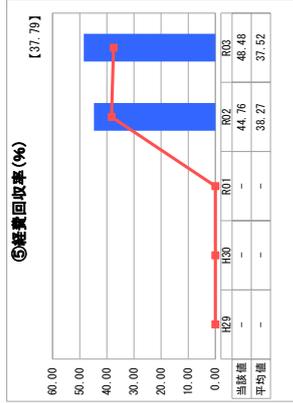
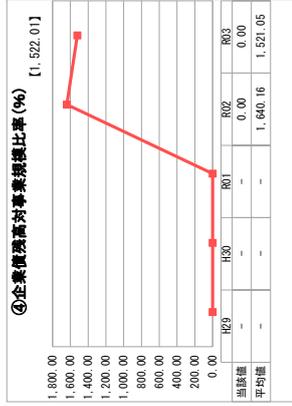
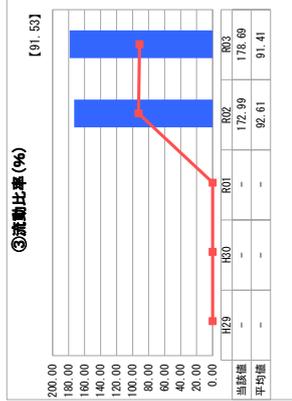
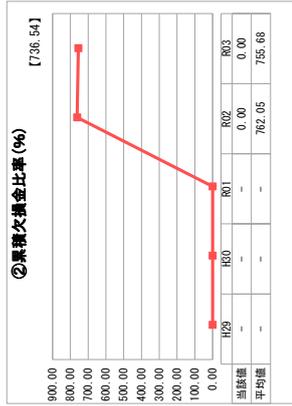
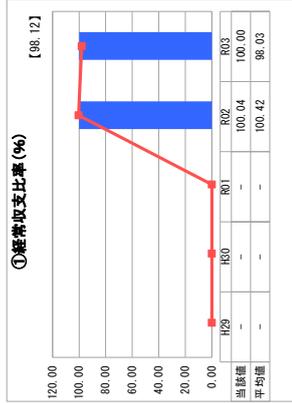
業務名 法適用	業種名 下水道事業	事業名 小規模集合排水処理	類似団体区分 12	管理者の情報 非設置	人口(人) 159,894	面積(km ²) 206.57	人口密度(人/km ²) 774.04
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり変動料金(円)	処理区域内人口(人) 39	処理区域面積(km ²) 0.02	処理区域内人口密度(人/km ²) 1,950.00
-	19.42	0.02	100.00	4,720			

グラフ凡例

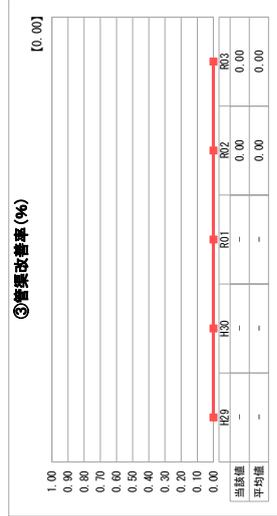
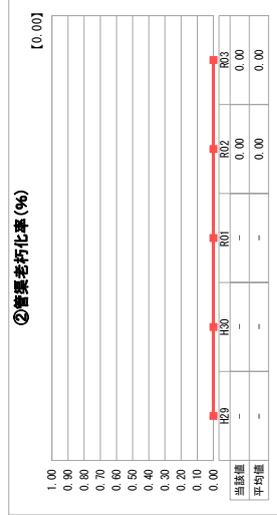
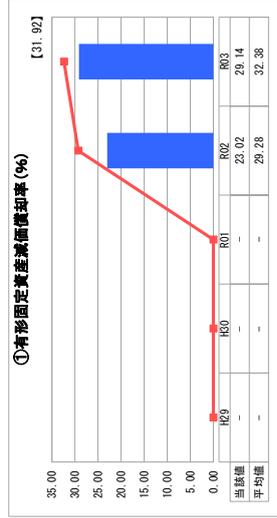
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
令和2年度に地方公営企業法を適用したため、令和元年度以前の数値は全て0となっている。経常収支比率は100%であり、収支均衡ではあるものの、長期前受金戻入を除く収益の8割近くを一般会計繰入金に依存しており、その内の基準外繰入金(使用料金の事業収入を除くべき経費)に対する財源不足を補填するための公費)は、令和2年度に財源不足を克服したものの依然存在している。使用料回収率は類似団体と比較して優位であるものの、経常収入では汚水処理費が備えていない状況である。また、汚水処理原価は、徹底した経営の効率化・健全化の成果として類似団体と比較して優位となっている。施設稼働率が小さいため、稼働率は良好であり、類似団体と比べ優位となっている。水洗化率は、処理区域が小さく整備も完了済みであるため、100%となっている。

2. 老朽化の状況について

本事業は平井処理区のみで構成されている。有形固定資産減価償却率は類似団体と比較して低いが、これは令和2年度の地方公営企業法の適用時から減価償却累計額を計上しているため、風かけし低くなっていることに加え、平成15年に使用を開始しており、償却対象資産が比較的若いことによるものである。償却対象資産の刷新は、営業老朽化率及び営業改善率が0%となっていることからも見取れる。令後は、耐用年数の短い機械・電気設備の一部が更新時期を迎えるが、それに対しては、予防保全型の管理を行うことで機能停止や事故を未然に防止し、ライフサイクルコストの最小化を図る予定である。

全体総括

本事業では、令和2年度に下水道使用料の改定を実施し、経営基盤の強化を図ったところである。平成28年度に策定、令和元年度に改定した令和13年度の経営の基本計画である経営路線に基づいた運営を行っていき、一定期間ごとに根本的な改善やストロングメン、トータルシステムの見直しを行うことで、一般会計からの繰入金の削減に努めていく。

※ 「経常収支比率」、「業積欠損金比率」、「流動比率」、「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみが類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R元				
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)				
収益的収入	1 総 収 益 (A)	3,912	3,355	3,777	4,805	3,480				
	(1) 営業 収 益 (B)	758	813	784	786	786				
	了 料 金 収 入	757	812	783	785	785				
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)									
	ウ その他	1	1	1	1	1				
	(2) 営業 外 収 益	3,154	2,542	2,993	4,019	2,694				
	了 他 会 計 繰 入 金	3,154	2,542	2,993	4,019	2,694				
	イ その他									
	2 総 費 用 (D)	2,783	2,213	2,621	3,635	2,294				
	(1) 営業 費 用	2,289	1,744	2,178	3,217	1,903				
了 職 員 給 与 費										
う ち 退 職 手 当										
イ その他	2,289	1,744	2,178	3,217	1,903					
(2) 営業 外 費 用	494	469	443	418	391					
ア 支 払 利 息	494	469	443	418	391					
う ち 一 時 借 入 金 利 息										
イ その他										
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,129	1,142	1,156	1,170	1,186					
1 資 本 的 収 入 (F)	997	1,009	1,121	1,033	1,082					
(1) 地 方 債										
う ち 資 本 費 平 準 化 債										
(2) 他 会 計 補 助 金	997	1,009	1,121	1,033	1,082					
(3) 他 会 計 借 入 金										
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
(6) 工 事 負 担 金										
(7) そ の 他										
2 資 本 的 支 出 (G)	2,126	2,151	2,277	2,203	2,265					
(1) 建 設 改 良 費			100		36					
う ち 職 員 給 与 費										
(2) 地 方 債 還 金 (H)	2,126	2,151	2,177	2,203	2,229					
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他										
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,129	△ 1,142	△ 1,156	△ 1,170	△ 1,183					
資 本 的 収 支										

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R元 (決算)
収支再差引	(E)+(I)	(J)				3
積立金	(K)					
前年度からの繰越金	(L)					
前年度繰上充用金	(M)					
形式収支	(I)-(K)+(L)-(M)	(N)				3
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)					3
実質収支	赤字	(P)				
(N)-(O)	赤字	(Q)				
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$					
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	79.7	76.9	78.7	82.3	76.9
地方財政法令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)					
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	758	813	784	786	786
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$					
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)					
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)					
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	758	813	784	786	786
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$					
他会計借入金	残高	(W)				
地方債	残高	(X)	37,870	35,693	33,490	31,261
○他会計繰入金						
区分	年度	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R元 (決算)
収益的収支分		3,154	2,542	2,993	4,019	2,694
うち基準内繰入金		1,623	1,611	1,599	1,587	1,574
うち基準外繰入金		1,531	931	1,394	2,432	1,120
資本的収支分		997	1,009	1,121	1,033	1,082
うち基準内繰入金		997	1,009	1,121	1,033	1,082
うち基準外繰入金						
合計		4,151	3,551	4,114	5,052	3,776

(単位:千円)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益的	1. 営業収益 (A)	713	748	724	716	699	699	681	676	676	684
	(1) 料工事業収益 (B)	713	748	724	715	699	699	681	676	676	684
	(2) 受託工事収益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的	2. 営業外収益 (D)	7,810	2,877	2,649	3,607	2,820	2,651	2,602	2,543	2,568	2,683
	(1) 補助金 (E)	3,961	1,557	1,507	2,493	2,139	2,115	2,093	2,065	2,120	2,263
	(2) その他補助金 (F)	3,849	1,320	1,142	1,114	681	536	509	478	481	420
収益的	3. 営業外費用 (G)	3,711	1,200	1,023	995	585	447	420	389	360	331
	(1) 職員給与 (H)	8,523	3,625	3,373	4,323	3,519	3,283	3,219	3,244	3,244	3,367
	(2) その他 (I)	8,156	3,287	3,063	4,039	3,258	3,120	3,078	3,041	3,104	3,070
支出	4. 経費 (J)	1,593	1,542	1,602	2,578	2,541	2,615	2,573	2,536	2,599	2,565
	(1) 動力費 (K)	160	162	221	178	179	191	176	175	176	170
	(2) 修繕費 (L)	3,961	1,557	1,507	2,493	2,139	2,115	2,093	2,065	2,120	2,263
支出	5. 減価償却費 (M)	1,433	1,380	1,381	1,419	1,381	1,382	1,416	1,380	1,381	1,414
	(1) 営業外費用 (N)	364	338	310	283	255	226	198	169	139	110
	(2) その他 (O)	364	338	310	283	255	226	198	169	139	110
経常	6. 営業利益 (P)	8,520	3,625	3,373	4,322	3,513	3,346	3,276	3,210	3,243	3,180
	(1) 営業利益 (Q)	3	0	0	1	6	4	7	9	1	187
	(2) その他 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別	7. 特別利益 (S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 特別利益 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) その他 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越	8. 繰越利益剰余金 (V)	3	0	0	1	6	4	7	9	1	187
	(1) 繰越利益剰余金 (W)	6,987	7,571	7,500	7,803	7,017	5,988	4,919	3,851	2,783	2,420
	(2) その他 (X)	9	9	9	27	27	27	26	26	26	26
流動	9. うち未収金 (Y)	4,125	4,401	4,328	4,741	4,793	4,834	4,845	4,865	4,917	4,934
	(1) うち建設改良費 (Z)	2,282	2,310	2,337	2,365	2,394	2,422	2,451	2,481	2,510	2,540
	(2) うち一時借入金 (AA)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積	10. うち未払金 (AB)	668	699	674	1,081	1,065	1,096	1,079	1,064	1,090	1,076
	(1) うち未払金 (AC)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) その他 (AD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方	11. 地方財政比率 (AE)										
	(1) 地方財政比率 (AF)										
	(2) その他 (AG)										
健全	12. 健全化法施行令第15条第1項により算定した (AH)										
	(1) 健全化法施行令第15条第1項により算定した (AI)										
	(2) その他 (AJ)										
健全	13. 健全化法施行令第16条により算定した (AK)										
	(1) 健全化法施行令第16条により算定した (AL)										
	(2) その他 (AM)										
健全	14. 健全化法施行令第6条に規定する (AN)										
	(1) 健全化法施行令第6条に規定する (AO)										
	(2) その他 (AP)										
健全	15. 健全化法施行令第17条により算定した (AQ)										
	(1) 健全化法施行令第17条により算定した (AR)										
	(2) その他 (AS)										
健全	16. 健全化法第22条により算定した (AT)										
	(1) 健全化法第22条により算定した (AU)										
	(2) その他 (AV)										

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区	年度	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
資本的 収入	1. 企業 うち資本費平準化債 償	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	1,058	1,071	1,083	1,096	1,110	1,123	1,137	1,150	1,164	1,744	
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		1,058	1,071	1,083	1,096	1,110	1,123	1,137	1,150	1,164	1,744
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的 支出	1. 建設改良費	1,058	1,071	1,083	1,096	1,110	1,123	1,137	1,150	1,164	1,744	
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 企業償還金	2,256	2,283	2,309	2,337	2,366	2,393	2,423	2,451	2,480	2,510	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		2,256	2,283	2,309	2,337	2,366	2,393	2,423	2,451	2,480	2,510
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額		1,198	1,212	1,226	1,241	1,256	1,270	1,286	1,301	1,316	766
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	1,198	1,212	1,223	1,241	1,256	1,270	1,280	1,297	1,310	757
		2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. その他		0	0	3	0	0	0	0	6	4	9	
計		1,198	1,212	1,226	1,241	1,256	1,270	1,286	1,301	1,316	766	
補填財源不足額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業 債残高		29,006	26,724	24,414	22,077	19,712	17,318	14,896	12,445	9,964	7,454	

(単位:千円)

○他会計繰入金

区	年度	R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益的 収支分	うち基準内繰入金	7,672	2,757	2,530	3,488	2,724	2,562	2,512	2,455	2,480	2,593
	うち基準外繰入金	3,711	1,200	1,023	995	585	447	419	390	360	330
資本的 収支分	うち基準内繰入金	3,961	1,557	1,507	2,493	2,139	2,115	2,093	2,065	2,120	2,263
	うち基準外繰入金	1,058	1,071	1,083	1,097	1,110	1,123	1,137	1,150	1,164	1,744
合計	うち基準内繰入金	1,058	1,071	1,083	1,097	1,110	1,123	1,137	1,150	1,164	1,178
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	566
合計		8,730	3,828	3,613	4,585	3,834	3,685	3,649	3,605	3,644	4,337

原価計算表

供用開始年月日 平成 15 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 38人
 計算期間 自 令和 2 年 4 月
 至 令和 7 年 3 月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	724	720		720
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	0	0		0
合 計	724	720	0	720

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費	0	0	0
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	修 繕 費	0	217	0
	材 料 費	0	0	0
	路 面 復 旧 費	0	0	0
	委 託 料	123	137	0
そ の 他	38	34	0	
小 計	161	388	0	388
ポンプ場費	人件費	0	0	0
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動 力 費	0	0	0
	修 繕 費	0	0	0
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
委 託 料	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費	0	0	0
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動 力 費	183	145	0
	修 繕 費	0	175	0
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	24	24	0
委 託 料	1,162	1,163	0	
そ の 他	49	53	0	
小 計	1,418	1,560	0	1,560
一般管理費	人件費	0	0	0
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
委 託 料	17	17	0	
そ の 他	5	6	0	
小 計	22	23	0	23

資本費	支 払 利 息	310	310	310	0
	減 価 償 却 費	1,461	2,390	2,390	0
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	0
小	計	1,771	2,700	2,700	0
合	計 (Y)	3,372	4,671	2,700	1,971

資 産 維 持 費 (Z)	6
使用料対象経費 (Y) + (Z)	1,977

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 36.4\%$$

<使用料水準についての説明>

収支計画における算定期間では、使用料収入以外の繰入金等の営業外収益により、収支は黒字が見込まれていますが、上記算定の結果、使用料では対象経費の36.4%しか賅えておらず、補てんする財源のほとんどを基準外繰入金に依存している状況です。

本経営戦略でお示ししたとおり、本事業は従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、使用料改定により、少しでも基準外繰入金の削減を図る必要があります。そのため、段階的な使用料改定として、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+3.0%(合計で6.1%)の使用料改定を実施する予定です。

1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。